

官報号外

昭和六十一年十二月十九日

○第一百七回 参議院會議録第十三号

昭和六十一年十二月十九日(金曜日)

午前十時三分開議

○講事日程 第十三号

昭和六十一年十二月十九日

午前十時開議
第一 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第二 臨時行政改革推進審議会設置法案 (内閣提出、衆議院送付)

第三 一般職の職員の給与等に関する法律案 (一部を改正する法律案) (内閣提出、衆議院送付)

第四 特別職の職員の給与に関する法律案 (一部を改正する法律案) (内閣提出、衆議院送付)

第五 防衛府職員給与法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第六 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第七 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第八 老人保健法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第九 北方領土返還促進に関する請願

第一〇 我が国二百海里体制の確立に関する請願

第一一 米の輸入自由化阻止に関する請願

第一二 第七次漁港整備計画の促進及び漁港関係事業予算確保に関する請願

第二八 重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

第二九 車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

第三〇 保育所制度の充実に関する請願 (十五件)

第三一 中国残留日本人孤児の援護に関する請願

第三二 保育制度の維持、充実に関する請願 (五十九件)

第三三 保育制度の維持、充実に係る配偶者控除の請願

第三四 保育制度の維持、充実に関する請願

第三五 保育制度の維持、充実に関する請願

第三六 保育制度の維持、充実に関する請願

第三七 義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

第三八 義務教育費国庫負担金制度の堅持に関する請願

第三九 地方公共団体の財政力格差の是正に関する請願

第四〇 中小企業信用補完制度堅持のための財政援助強化に関する請願 (二件)

第四一 特別職の職員の給与に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第四二 一般職の職員の給与等に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第四三 シベリア抑留者の救済に関する請願

第四四 台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

第四五 防衛府職員給与法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第四六 特別職の職員の給与に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第四七 台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願

本政光君

審査報告書

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案外四件

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年十二月十六日

参議院議長 藤田 正明殿
内閣委員長 岩本 政光

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、國及び地方を通ずる行政改革の推進に資するため、地方公共団体の執行機関が國の機関として行う事務の整理及び合理化を行おうとするものであつて、妥当な措置と認められる。

一、昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案 (衆議院提出)

一、日程第一より第三二まで

一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

一、日程第一より第八まで

一、日程第一より第三二まで

一、費用 別紙の附帯決議を行つた。

準の維持を基本とし、多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、地方公共団体の意見も踏まえるとともに、地方公共団体の自主的努力を尊重するため、地方公共団体の自主的努力を損ねることのないよう十分配慮すること。

一、施設等に係る入所者等からの費用の徴収については、過大な負担により法の主旨が歪められることのないよう、国及び地方公共団体は適切な補助に努めること。

一、入所措置に係る処分に対する審査請求、再審査請求の廃止については、行政不服審査法に基づく異議申立ての権利について周知徹底をること。

一、高齢化等に的確に対応し、住民福祉の向上・発展を図り、福祉水準を多様なニーズに適合するよう、福祉施設、給付、サービスの充実について、さらに一層の推進に努めること。

右決議する。

官報(外)

目次

- 第一章 総理府関係(第一条・第二条)
- 第二章 法務省関係(第三条)
- 第三章 文部省関係(第四条・第五条)

（電源開発促進法の一部改正）
第一条 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。
第十一条中「出席を求める」を削り、「きかなければ」を「聽かなければ」に改める。
(離島振興法の一部改正)
第二条 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「関係都道府県知事」を「関係都道府県」に、「聞かなければ」を「聽かなければ」に改める。

（更生緊急保護法の一部改正）
第三条 更生緊急保護法（昭和二十五年法律第一百三号）の一部を次のように改正する。
第十三条第二項及び第三項を削る。
第三章 文部省関係
(教育職員免許法の一部改正)
第四条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七条号）の一部を次のように改正する。

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案
地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律

（社会教育法の一部改正）
附則第十一項の表第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改め、同表備考第一号中「実習助手手について証明すべき所轄庁」を「実習助手に掲げる基礎資格を有する者には、これに相当する者として文部省令で定める者を含むものとする。」
附則第十一項の表第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改め、同表備考第一号中「実習助手に掲げる基礎資格を有する者には、これに相当する者として文部省令で定める者を含むものとする。」

（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正）
第六条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

府、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

第二十一条第三号中「第七条」を「第七条第一項又は第二項」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
附則第七項の表第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改め、同表備考を次のように改める。
一 第三欄の学校の教員についての同欄の「実務証明責任者」に改め、同表備考を次のように改める。

一 第三欄の学校の教員についての同欄の「実務証明責任者」に改め、同表備考第三号中「その者についての同欄の実務証明責任者」に改める。

別表第五第二欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。
別表第六第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改め、同表備考第三号中「その者についての同欄の実務証明責任者」に改める。

別表第七第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。

別表第八第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。

別表第九第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。

別表第十第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。

別表第十一第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。

別表第十二第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。

別表第十三第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。

別表第十四第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。

別表第十五第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。

別表第十六第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。

別表第十七第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。

別表第三第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改め、同表備考第二号の次に次の「一号」を加える。

第二十条の五第一項中「都道府県知事」の下に

「及び保健所を設置する市の市長」を加え、同条に次の二項を加える。

4 保健所を設置する市の市長は、衛生検査所

につき第二十条の六及び第二十条の七の規定

による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第二十条の五の次に次の二条を加える。

(再審査請求)

第二十条の五の二 前条第一項の規定により保健所を設置する市の市長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対し再審査請求をすることができる。

(保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改訂する。

附則第十項中「当分のうち」を「昭和六十三年三月三十日までの間」に改める。

(調理師法の一部改正)

第八条 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改訂する。

第三条第一項中「基づいて」を「基づいて」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「厚生大臣の定める基準により、都道府県知事の行う調理、栄養及び衛生に関する知識及び技能についての試験」を「調理師試験」に改め、同号を同項第二号とし、同条の次に次の二条を加える。

(調理師試験)

第三条の二 調理師試験は、厚生大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関する必要な知識及び技能について、都道府県知事が行う。

2 都道府県知事は、厚生省令で定めるところ

第三十四条の規定により設立された法人であ

つて、調理師試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を通じて確実に実施す

ることができると認められるものとして厚生

大臣があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職についた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 調理師試験を受けようとする者は、都道府県(指定試験機関が試験事務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関)に、政令で定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

6 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第七条中「及び登録」を「登録並びに指定試験機関及びその行う試験事務」に改める。

第十条の見出しを削り、同条を第十一条とする。

(罰則)

第十一条 第三条の二第三項の規定違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附則第三項を削る。

附則第四項を附則第三項とし、附則第五項及び第六項を削る。

(伝染病予防法の一部改正)

第九条 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の一部を次のように改訂する。

第十九条第一項中「及第九号」を「第八号(遊泳)

ニ係ルモノニ限ル)及第九号」に改める。

(性病予防法の一部改正)

第十条 性病予防法(昭和二十三年法律第百六十号)の一部を次のように改訂する。

第二十四条第一項中「第一項」を「から第十

二条まで」に改め、「第十四条第一項」の下に「第十七条」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項の市」を「前項の市」に改め、同項第一号中「第一項」を「前項」に改め、同項第二号中「第一項」を「前項」に改め、「第十一

十五条」を加え、同条第二項を削り、同項第三号の下に「又は第十二条」を加え、同項第三号及び第四号中「第二項」を「前項」に改め、同項を

同条第二項とする。

(水道法の一部改正)

第十一条 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)の一部を次のように改訂する。

(保健所を設置する市に関する読み替え等)

第十四十八条の二 保健所を設置する市の区域に

おいては、第三十六条第三項第三十七条规定(簡易専用水道に関する部分に限る。)及び第三十九条第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた場合においては、前項の規定の適用については、保健所を設置する市の市長を都道府県知事と、保健所を設置する市を都道府県とみなす。

(再審査請求)

第四十八条の三 前条第一項の規定により保健所を設置する市の市長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第五十条の二第二項中「都道府県知事」の下に

「(第四十八条の二第一項の規定により読み替えられた場合にあつては、保健所を設置する市の市長)」を加える。

三 前号に該当する者を除くほか、禁煙以上

の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者の一号を加える。

一 禁治産者又は準禁治産者

第三十四条第四項中「左の」を「次の」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

二 執行を受けることがなくなるまでの者の一号を加える。

三 第三十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

三号中「厚生大臣」を「所轄庁」に改める。

第四十一条第一項及び第三項中「厚生大臣」を「所轄庁」に改める。

第四十三条中「厚生大臣」を「所轄庁(社会福祉事業法第二十八條の二ニ規定スル所轄庁ヲ謂

四十五号)」の一部を次のように改訂する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。

第六章第一節中第二十八条の次に次の二条を加える。

(所轄庁)

第二十八条の二 社会福祉法人の所轄庁は、都

道府県知事とする。

2 社会福祉法人でその行う事業が二以上の都

道府県の区域にわたるものにあつては、その

所轄庁は、前項の規定にかわらず、厚生大臣

とする。

第二十九条第一項中「少くとも左の」を「少な

くとも次の」に、「厚生大臣」を「所轄庁」に改め、同条第四項中「第一項」を「前項第二項の社会福

祉法人に係る第一項」に、「かかる」を「付する」に改める。

第三十条中「厚生大臣」を「所轄庁」に、「規定の」を「規定による」に、「かかる」を「係る」に改める。

第三十三条第一項中「厚生大臣」を「所轄庁」に、「規定による」に、「かかる」を「付する」に改める。

第三十四条第四項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「第五十四条第二項」を「第五十四

条第四項」に、「厚生大臣」を「所轄庁」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の二号を加える。

三 前号に該当する者を除くほか、禁煙以上

の刑に処せられ、その執行を終わり、又は

執行を受けることがなくなるまでの者の一号を加える。

一 禁治産者又は準禁治産者

第三十四条第四項中「左の」を「次の」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

二 執行を受けることがなくなるまでの者の一号を加える。

三号中「厚生大臣」を「所轄庁」に改める。

第四十一条第一項及び第三項中「厚生大臣」を「所轄庁」に改める。

第四十三条中「厚生大臣」を「所轄庁(社会福祉

フ」に改める。

第四十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第六号並びに同条第二項及び第三項中「厚生大臣」を「所轄庁」に改める。

第四十五条第一項中「除く外、厚生大臣」を「除くほか、所轄庁」に改める。

第四十七条第二項中「厚生大臣」を「所轄庁」に改める。

第四十八条第一項中「厚生大臣」を「所轄庁」に、「作らなければ」を「作成しなければ」に改める。

第五十三条中「厚生大臣」を「所轄庁」(社会福祉事業法第二十八条の二ニ規定スル所轄庁ヲ謂フ)に改める。

第五十四条第二項を次のように改める。

2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

第五十四条第五項中「附した」を「付した」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「厚生大臣は、」を「所轄庁は、」第三項の規定により業務の停止を命じ、若しくは役員の解職を勧告しようとする場合又は「厚生大臣の」を「所轄庁の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政の処分若しくは定款に違った場合であつて他の方法により監督の日

的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないとときは、解散を命ずることができる。

第五十五条中「厚生大臣」を「所轄庁」に、「左の」を「次の」に改める。

第五十六条第四項中「第五十四条第三項から第五項まで」を「第五十四条第五項から第七項まで」に改める。

第六十八条中「第五十四条第三項から第五項まで」を「第五十四条第五項から第七項まで」に、「取消」を「取消し」に改める。

第七十三条中「厚生大臣」を「第二十八条の二第一項の所轄庁」に改める。

第八十条中「厚生大臣」を「第二十八条の二第一項の所轄庁」に、「場合の外」を「場合のほか」に、「但し」を「ただし」に改める。

(日本赤十字社法の一部改正)

第十三条 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「附則第七項から附則第十五項まで」を「次項から附則第十三項まで」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十九条第一項中「市町村長」を「市町村」に改め、同条第二項を削る。

第十二条 第十三条第一項及び第十四条中「市町村長」を「市町村」に改め、同条第二項を削る。

第十六条 第二項を次のように改める。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及第二十条 削除

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十五条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「援護の機関」を「援護を行う者」に、「第五十四条」を「第五十六条」に改める。

第一章第三節の節名を次のように改める。

第三節 援護を行う者

附則第十一項を削る。

附則第十三項中「附則第十一項」を「前項」に、「寄附金の募集の許可を受けた行政庁」を「厚生大臣」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項の前の見出し及び同項を削る。

同条第一項中「管理する都道府県知事又は市町村長」を「設置する都道府県又は市町村」に、「都道府県知事が」を「都道府県が」に改め、同条第二項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「取扱されている」を「入所して

附則第十五項に見出として「(罰則)」を付し、同項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「附則第九項」の下に「若しくは附則第十一項」を加え、同項第二号中「附則第十三項」を「前項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十六項から第二十七項までを削る。

(行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正)

第十四条 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項に見出として「(罰則)」を付し、同項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「附則第九項」の下に「若しくは附則第十一項」を「前項」に改め、同項第二号中「附則第十三項」を「前項」に改め、同項を附則第十三項とする。

第二条中「市道府県知事」を「都道府県知事」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七条第一項 第八条第一項及び第九条中「市町村長」を「市町村」に改め、同条第二項を削る。

第十一条第一項中「市町村長」を「市町村」に改め、同条第二項を削る。

第十二条 第十三条第一項及び第十四条中「市町村長」を「市町村」に改め、同条第二項を削る。

第十六条 第二項を次のように改める。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及第二十条 削除

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十五条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「援護の機関」を「援護を行う者」に、「第五十四条」を「第五十六条」に改める。

第一章第三節の節名を次のように改める。

第三節 援護を行う者

附則第十一項を削る。

附則第十三項中「附則第十一項」を「前項」に、「寄附金の募集の許可を受けた行政庁」を「厚生大臣」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項の前の見出し及び同項を削る。

同条第一項中「管理する都道府県知事又は市町村長」を「設置する都道府県又は市町村」に、「都道府県知事が」を「都道府県が」に改め、同条第二項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「取扱られている」を「入所して

いる」に、「収容前」を「入所前に」、「管理する都道府県知事又は市町村長」を「設置する都道府県又は市町村」に、「都道府県知事が」を「都道府県が」に改め、同条第三項中「規定によりその権限に属する」を「規定による市町村の」に改める。

第十二条の三第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十八条第一項中「実施機関」を「実施者」に改め、同条第三号中「他の地方公共団体」を「他の地方公共団体若しくは社会福祉法人」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「実施機関」を「実施者」に、「当り」を「当たり」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「基いて」を「基づいて」に、「実施機関」を「実施者」に改め、同項を同条第四項とする。

第十八条の二第一項中「実施機関」を「実施者」に改め、「又は第二項」を削り、同条第二項を削め、同条第四項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第十九条第一項中「厚生大臣は、」の下に「国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局について」を加え、「病院若しくは診療所又は薬局」を「医療機関」に改め、同条第四項中「厚生大臣」を「厚生大臣の指定したものについては厚生大臣が、都道府県知事の指定したものについては都道府県知事が」に改め、同条第五項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「取消」を「取消し」と、「当つては」を「当たつては」に改め、「審議会」の下に「又は都道府県知事が」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十二条第一項及び第三項中「実施機関」を

「実施者」に改める。

第二十一条の二の次に次の二条を加える。

(身体障害者更生援護施設への短期間入所等)
第二十一条の二の二 都道府県は、政令で定める基準に従い、必要に応じ、介護を行う者の疾病その他やむを得ない理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となつた身体障害者を、当該都道府県の設置する身体障害者更生施設その他の厚生省令で定める

身体障害者更生援護施設に短期間入所させ、又は当該都道府県以外の者の設置する身体障害者更生援護施設に短期間入所を委託する措置を探ることができる。ただし、身体障害者更生援護施設の目的を遂行するのに支障が生ずる場合は、この限りでない。

第二十一条の二の三 市町村は、政令で定める基準に従い、必要に応じ、身体障害者又はその介護を行う者を当該市町村の設置する身体障害者福祉センターその他の厚生省令で定める身体障害者更生援護施設に通わせ、手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練及び介護方法の指導の実施その他の厚生省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する身体障害者更生援護施設に当該便宜を供与することを委託する措置を探ることができる。ただし、身体障害者更生援護施設の目的を遂行するのに支障が生ずる場合は、この限りでない。

第二十一条の三の次に次の二条を加える。

(連絡及び調整)

第二十一条の四 関係地方公共団体は、第十八条又は前三条の規定による福祉の措置が適切に行われるよう相互に連絡及び調整を図らなければならぬ。

第二十三条中「実施機関」を「実施者」に、「管理する」を「設置する」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十八条の二中「実施機関」を「実施者」に改める。

め、「又は第二項」を削る。

第三十五条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号の二中「市町村長が行なう」を「市町村が行なう」に改める。

第三十六条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号の二及び第三号の二中「都道府県知事が行なう」を「都道府県が行なう」に改める。

第三十六条の二中「都道府県知事又は市町村長」を「都道府県又は市町村」に改める。

第三十六条の二中「(縦替え支弁)」に改め、同条中「その長の管理に属する」を「その設置する」に、「都道府県又は市町村長」を「都道府県又は市町村」に改め、「又は第二項」を削り、「縦替え支弁しなければ」を「縦替え支弁しなければ」に改める。

第三十七条の二中「国は」の下に「政令の定めるところにより」を加え、同条第四号中「及び第二項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第三十八条第五項中「都道府県知事又は市町村長」を「都道府県又は市町村」に改める。

第四十一条及び第四十二条を次のように改める。

第四十一条及び第四十二条 削除
第四十三条中「みなし」その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とを削る。

第四十三条の二の見出し中「実施機関」を「実施者」に改め、同条中「実施機関」を「実施者」に改め、「基づいて」を「基づいて」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四十三条の三第二項を次のように改める。

2 前項の規定により指定都市の長がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第四十九条の二第一項中「実施機関」を「実施者」に改め、「又は第二項」を削り、「とり」を「採り」に、「とつた」を「採つた」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第十六条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のよう改正する。

第十二条の見出し中「収容等」を「入所等」に改め、同条第一項中「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同項第二号中「経済的理由」の下に「政令で定めるものに限る。」を加え、「収容し」を「入所させ」に、「収容を」を「入所を」に改め、同項第四号中「自らの」と「自己の下に」、「都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長」に改め、「同じ」の下に「うち政令で定めるもの」を加え、同条第二項中「都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村長」を「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村」に、「とる」を「採る」に改め、同条第三項中「都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村」に、「収容し」を「入所させ」に、「収容を」を「入所を」に、「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に、「とる」を「採る」に改め、同条第四項中「管理する都道府県知事又は市町村長」を「設置する都道府県又は市町村」に、「行なう」を「行う」に、「収容されている」を「入所している」に、「収容前」を「入所前に改め、同条第五項中「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の長」に改め、同条第六項中「都道府県知事又は福祉事務所長が行なう」を「都道府県が行なう」に改める。

第十二条の二 市町村は、政令で定める基準に従い、六十五歳以上の者(六十五歳未満の者)に改め、「又は第二項」を削り、「とり」を「採り」に、「とつた」を「採つた」に改める。

であつて特に必要があると認められるものを含む。以下この項において同じ。につき、その福祉を図るために、必要に応じて、次の措置を採ることができる。ただし、次の各号に規定する養護老人ホーム等の施設の目的を達成するのに支障が生ずる場合は、この限りでない。

一 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾患その他やむを得ない理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを当該市町村の設置する養護老人ホーム、特別養護老人ホームその他厚生省令で定める施設に短期間入所させ、又は当該市町村以外の者の設置するこれらの施設に短期間入所を委託すること。

二 六十五歳以上の者又は養護者を当該市町村の設置する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センターその他厚生省令で定める施設に通わせ、入浴、給食、機能訓練及び介護方法の指導の実施その他の

厚生省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置するこれらの施設に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

2 市町村長は、前項の規定による措置に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

第十二条の次に次の二条を加える。

(福祉の措置に関する連絡及び調整)
第十二条の二 関係地方公共団体は、前三条の規定による福祉の措置が適切に行われるよう相互に連絡及び調整を図らなければならぬ。

第十四条第二項から第四項までの規定中「収容し」を「入所させ」に改める。

第二十条中「収容」を「入所」に改める。

第十二条の二中「市町村長」を「市町村」に改める。

昭和六十一年十一月十九日 参議院会議録第十三号

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案外四件

第二十二条第一号中「都道府県知事が行なう」を「都道府県が行う」に改める。

第二十三条中「その長の管理に属する」を「そ
の設置する」に、「都道府県知事又は市町村長」
を「都道府県又は市町村」に、「収容」を「入所」に
改める。

第二十七条第一項中「都道府県知事、市長及
び福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、
市及び福祉事務所を設置する町村」に、「とる」
を「採る」に改める。

第二十九条第一項中「収容し」を「入所させ」
に、「一箇月」を「一月」に改める。

第三十条及び第三十一条を次のように改め
る。

第三十条及び第三十一条 削除

第三十二条中「みなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長」とを削る。

第三十三条の見出し中「実施機関」を「実施者」に改め、同条中「とる」を「採る」に、「実施機関」を「実施者」に、「行なわれ、又は行なわれる」を「行われ、又は行われる」に改める。

2 前項の規定により指定都市の長がした处分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服ある者は厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。
第三十六条中「実施機関」を「実施者」に改め
る。

(児童福祉法の一部改正)

第十七条 児童福祉法(昭和二十一年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第四項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「行なう」を「行う」に改める。
第二十一条の六第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「義し」を「義務」に改め、同条第三項中「都道府県」を「都道府県」に改める。同条第六项中「都道府県知事」を「都道府県」に改める。

第二十二条の九第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「あわせて」を「併せて」に改め
る。

第二十二条中「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」に、「その管理する」を「その設置する」に、「助産を受けさせなければ」を「助産を受けさせる措置を採らなければ」に、「但し、附近に」を「ただし、附近に」に改める。

第二十三条中「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」に、「その管理する」を「その設置する」に、「保護しなければ」を「保護する措置を採らなければ」に、「但し、附近に」を「ただし、附近に」に改める。

第二十四条中「市町村長は」を「市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めることにより」に、「保育しなければ」を「保育する措置を探らなければ」に、「但し、附近に」を「ただし、付近に」に改める。

第二十五条の二中「第二十六条第一項第三号」を「第二十六条第一項第三号」に、「左の」を「次の」に、「どちら」を「採らなければ」を「採らなければ」に改め、同条第三号中「措置権者」を「措置を採るべき都道府県又は市町村の長」に改める。

第二十六条第一項中「左の」を「次の」に、「どちら」を「採らなければ」を「採らなければ」に改め、同項第四号中「措置権者」を「措置を採るべき都道府県又は市町村の長」に改める。

第二十七条第一項中「都道府県知事は」を「都道府県は」に、「命令の定めるところにより、左の」を「次の」に、「どちら」を「採らなければ」を「採らなければ」に改め、同項第三号中「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設等」という。に短期間入所させる措置を探ることができ。ただし、肢体不自由児施設等の目的を遂行するのに支障が生ずる場合はこの限りでない。

都道府県知事は前項の措置を探る権限を児童相談所長に委任することができる。児童相談所長は、第一項の措置によるべき場合を除き、政令で定める基準に従い、必要に応じ、身体に障害のある児童又は精神薄弱の児童を、肢体不自由児施設、精神薄弱児施設その他厚生省令で定める施設(以下この項において「肢体不自由児施設等」という)に短期間入所させる措置を探ることができる。ただし、肢体不自由児施設等の目的を遂行するのに支障が生ずる場合はこの限りでない。

第二十八条第一項中「市町村長」を「市町村」に、「とつた」を「採つた」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

第二十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、主務大臣は、本人又はその扶養義務者から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第五十条第四号から第七号の二までに規定する費用(同条第四号に規定する費用について

項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十八条第一項中「とることが」を「採る」とが「に」「都道府県知事は、左の」を「都道府県は、次」に改め、同項第一号中「とる」を「採る」に改め、同項第二号中「但し」を「ただし」に、「とる」を「採る」に改める。

第三十条第一項中「はなしして」を「離して」に、「三箇月」を「二月」に、「一箇月」を「一月」に、「越えて」を「超えて」に、「二箇月」を「二月」に改め、「命の定めるところにより」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「なし」を「した」に、「一箇月」を「一月」に改め、「命令を「ただし、附近に」た、「あつ旋」を「あつせん」に改める。

第三十一条第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「同条同項同号」を「同号」に改め、「在所させる」の下に「措置を採る」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県」に改め、「変更する」の下に「措置を採る」を加え、同条第三項中「前項に規定する変更の措置」を「前二項に規定する措置」に改める。

第三十二条の四を次のように改める。

第三十三条の四の中、「保護者のもと」を「保護者の下」に、「なおす」を「治す」に改める。

第四十三条の五中「収容し」を「入所させ」に、「保護者のもと」を「保護者の下」に、「なおす」を「治す」に改める。

第三十四条第三項中「第五十八条の二第二項」を「第五十九条第一項」に改める。

第三十五条第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「同条同項同号」を「同号」に改め、「在所させる」の下に「措置を採る」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県」に改め、「変更する」の下に「措置を採る」を加え、同条第三項中「前項に規定する変更の措置」を「前二項に規定する措置」に改める。

第三十六条の四を次のように改める。

第三十七条の四 都道府県は政令で定める基準に従い、必要に応じ、保護者の疾病その他やむを得ない理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となつた身体に障害のある児童又は精神薄弱の児童を、肢体不自由児施設、精神薄弱児施設その他厚生省令で定める施設(以下この項において「肢体不自由児施設等」という)に短期間入所させる措置を探ることができ。ただし、肢体不自由児施設等の目的を遂行するのに支障が生ずる場合はこの限りでない。

都道府県は前項の措置を探る権限を「都道府県」に、「とつた」を「採つた」に、「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設等」に改め、同条第七号の二中「都道府県知事」を「都道府県」に、「とつた」を「採つた」に改め、同条第六号の二中「市町村長」を「市町村」に、「とつた」を「採つた」に改め、同条第七号の二中「都道府県知事」を「都道府県」に、「とつた」を「採つた」に改め、同条第六号の二中「市町村長」を「市町村」に、「とつた」を「採つた」に改め、同条第七号の二中「都道府県知事」を「都道府県」に、「とつた」を「採つた」に改め、「採つた」に改め、同条第七号の二中「都道府県」に、「とつた」を「採つた」に改め、「採つた」に改め。

第五十六条第一項から第三項までを次のように改める。

第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、主務大臣は、本人又はその扶養義務者から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第五十条第四号から第七号の二までに規定する費用(同条第四号に規定する費用について

県又は保健所を設置する市の長に、「行なわせる」を「行なわれる」を「行なわせること」に改める。

第十二条中「都道府県知事」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「こえ」を「超え」に、「行なわなければ」を「行ななければ」に改める。

第十三条中「都道府県知事」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行ない」を「行い」に改める。

第十四条中「特別区を含む。以下次条及び第二十二条において同じ。」を削る。

第十五条第一項中「厚生省令の定めるところにより、すみやかに」を「厚生省令で定める事項につき、速やかに」に改め、同条第二項中「厚生省令の定めるところにより、すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十六条第一項中「都道府県知事(特別区の存する区域にあつては、特別区の区長)」を「都道府県又は保健所を設置する市」に改め、「厚生省令の定めるところにより」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 母子健康手帳の様式は、厚生省令で定める。

第十七条第一項中「都道府県知事は、「を削り、「の結果」を「を行つた都道府県又は保健所を設置する市の長は、その結果」に、「行なわせ」を「行わせ」に改める。

第十八条中「厚生省令の定めるところにより、すみやかに」を「速やかに」に、「都道府県知事を「都道府県又は保健所を設置する市」に改める。

第十九条第一項中「都道府県知事は、その都道府県(保健所を設置する市の市長にあつては、その市)の」を「都道府県又は保健所を設置する市の長は、その」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第二十条第一項中「都道府県知事」を「都道府県又は保健所を設置する市」に改める。

第二十一条第一項中「都道府県知事」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行なう」を「行なわせること」に改める。

第二十二条第一項中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「こえ」を「超え」に、「行なわなければ」を「行ななければ」に改める。

第二十三条第一項中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十四条第一項中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行なわせること」に改める。

第二十五条第一項中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行なわせること」に改める。

第二十六条第一項中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行なう」を「行なわせること」に改める。

第二十七条第一項中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行なう」を「行なわせること」に改める。

第二十八条第一項中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行なう」を「行なわせること」に改める。

第二十九条第一項中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行なう」を「行なわせること」に改める。

第三十条第一項中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行なう」を「行なわせること」に改める。

第三十一条第一項中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行なう」を「行なわせること」に改める。

第三十二条第一項中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行なう」を「行なわせること」に改める。

第三十三条第一項中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行なう」を「行なわせること」に改める。

合連合会又ハ都道府県ノ区域ヲ地区トスル農業

府県に、「の市長が行なう」を「行なう」に改め、同条第三項中「規定により」の下に「第十条の規定による保健指導又は」を加え、「徴収しなければならない」を「徴収することができる」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第四項」を削り、「国税滞納処分」を「地方税の滞納処分」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十五条を次のように改める。

第二十六条第二項を次のように改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十八条を次のように改め、同項を同条第五項とする。

第二十九条第一項及び第二項中「農林水産大臣」を「都道府県又は保健所を設置する組合及び農事組合法人」の下に並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会」を加える。

第二十条 国民健康保険法(昭和三十二年法律第一百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 農地法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「農林水産大臣の許可」を「都道府県知事の許可(これら権利を取得する者が、同一の事業の用に供するため)」に、

第二十四条第一項中「にに基づきその権限に属する」を「の規定による」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十条 国民健康保険法(昭和三十二年法律第一百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 農地法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「にに基づきその権限に属する」を「の規定による」に改める。

(農地法の一部改正)

第二十四条第一項を次のように改める。

第二十五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項及び第五項中「都道府県知事」を「都道府県」に改める。

第二十七条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十八条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十九条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十条第一項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

(農業協同組合法の一部改正)

第二十三条第一項を次のように改め、同項を同条第五項とする。

第二十四条第一項及び第二項中「農林水産大臣」を「都道府県又は保健所を設置する組合及び農事組合法人」の下に並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会」を加える。

第二十五条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十六条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十七条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十八条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十九条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十条第一項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十一条第一項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

都道府県は、第三条第二項第一号の規定により都道府県知事が指定する者の行う講習会の開催の状況を勘査し、家畜商にならうとする者の講習会の受講の機会が適正に確保されるよう、同号の講習会を開催するものとする。

第四条の二第二項中「都道府県知事又は」を「都道府県又は」に改める。

(家畜取引法の一部改正)

第二十二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第二項中「農林水産大臣」を「都道府県又は保健所を設置する組合及び農事組合法人」の下に並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会」を加える。

第二十四条第一項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十五条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十六条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十七条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十八条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十九条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十条第一項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十一条第一項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十二条第一項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十三条第一項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十四条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十五条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十六条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十七条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十八条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十九条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第四十条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

都道府県は、第三条第二項第一号の規定により都道府県知事が指定する者の行う講習会の開催の状況を勘査し、家畜商にならうとする者の講習会の受講の機会が適正に確保されるよう、同号の講習会を開催するものとする。

第四条の二第二項中「都道府県知事又は」を「都道府県又は」に改める。

(牧野法の一部改正)

第二十二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第二項中「農林水産大臣」を「都道府県又は保健所を設置する組合及び農事組合法人」の下に並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会」を加える。

第二十四条第一項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十五条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十六条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十七条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十八条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第二十九条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十条第一項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十一条第一項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十二条第一項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十三条第一項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十四条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十五条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十六条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十七条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十八条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第三十九条第一項、第三項及び第四項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第四十条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第四十一条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第四十二条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

第四十三条第一項、第四項及び第五項中「都道府県」を「都道府県」に改める。

ロ 第十六条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第十六条の四 建設大臣は、第十六条の二第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名前及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 第十六条の二第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、その名前又は主たる事務所の所在地を変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。(委任の公示等)

第十六条の五 第十六条の二第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、その旨を建設大臣に報告するとともに、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名前、主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとする日)の二週間前までに、その旨を公示しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)
解任は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 建設大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第十六条の九第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第十六条の七 指定試験機関は、建設省令で定める要件を備える者のうちから宅地建物取引主任者資格試験委員(以下「試験委員」という。)を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、前項の試験委員を選任し、又は解任したときは、逕済なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第十六条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第十六条の九 指定試験機関は、建設省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、建設大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

(事業計画等)

第十六条の十 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第十六条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

3 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度終了後三月以内に、建設大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十六条の十一 指定試験機関は、建設省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第十六条の十二 建設大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する許可をしてはならない。

2 建設大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の一部を休止し、又は廃止してはならない。

3 建設大臣は、第一項の規定による許可をしよ

し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(報告及び検査)

第十六条の十三 建設大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとされた試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物を検査させることができる。

3 前二項の規定により立人検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第十六条の十四 指定試験機関は、建設大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣は、指定試験機関の試験事務の全

いと認めるときでなければ、前項の規定によ

る許可をしてはならない。

3 建設大臣は、第一項の規定による許可をし

ようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聽かなければならない。

4 建設大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十六条の十五 建設大臣は、指定試験機関が第十六条の三第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、当該指定試験機関について公開による聴聞を行つた後、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定試験機関について公開による聴聞を行つた後、その指定を取り消す。又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十六条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第十六条の七第一項、第十六条の十一又は前項若しくは第三項、第十六条の十二第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第十六条の六第二項(第十六条の七第三項において準用する場合を含む。)、第十六条の九第三項又は第十六条の十二第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第十六条の九第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により第十六条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

6 建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

4 第六十九条第二項から第四項までの規定は、第一項又は第二項の聴聞について準用する。

(委任の撤回の通知等)

第十六条の十六 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないとするとときは、その三月前までに、その旨を指定試験機関に通知しなければならない。

(委任都道府県知事による試験の実施)

2 委任都道府県知事は、指定試験機関が第十六条の十七 委任都道府県知事は、指定試験機関が第十六条の十四第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、建設大臣が第十六条の十五第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において建設大臣が必要があると認めめるときは、第十六条の二第三項の規定にかかるわらず、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

2 建設大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行ふことを加える。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

（試験事務の引継ぎ等に関する省令への委任）

第十六条の十八 前条第一項の規定により委任都道府県知事が試験事務を行うこととなつた場合、建設大臣が第十六条の十四第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、若しくは第十六条の十五第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府

県知事が指定試験機関に試験事務を行わせないとした場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

(受験手数料)

第十六条の十九 試験を受けようとする者(指定試験機関が行う試験を受けようとする者を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を都道府県に納めなければならぬ。

2 指定試験機関が行う試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を指定試験機関に納めなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

2 指定試験機関は、前項に規定する委任都道府県知事の職権を行ふことができる。

3 第十七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定試験機関は、前項に規定する委任都道府県知事の職権を行ふことができる。

3 第十七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定試験機関がした処分等に係る審査請求

（指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については建設大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 第十七条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については建設大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

3 第十七条第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

3 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

3 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

3 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

3 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

3 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

3 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

よる試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下

の罰金に処する。

(第八十三条の二)

第八十三条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下

の罰金に処する。

2 第十六条の十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

(同法第五十九条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による審査請求若しくは再審査請求、精神薄弱者福祉法第三十条若しくは第三十一条の規定による審査請求若しくは再審査請求又は母子保健法第二十五条の規定による再審査請求については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により從前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(教育職員免許法施行法の一一部改正)

第九条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第五号、第七号、第七号の三から第八号まで、第二十号及び二十四号の三中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表中「実務証明責任者」とは、国立又は公立の学校の教員にあつては免許法第二条第二項に規定する所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)の理事長ない

う。

第七条から第九条までを次のように改める。

第七条から第九条まで 削除
附則第三項を削る。

附則第四項を附則第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二条第一項の表備考の規定中私立学校を設置する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の設置者(法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者)を含むものとする。

(厚生省設置法の一部改正)

第十条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「並びに」を「及び」に改め、「講習及び」を削り、同号の次に次の二号を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

七の二 調理師法の規定に基づき、指定試験機関を指定すること。

第六条第五十六号中「医療機関を」を「国が開設した医療機関を、更生医療を担当する医療機関に」に改める。

(死体解剖保存法の一部改正)

第十二条死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「市町村長」を「市町村」に改める。

(社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改め、同表第十八号の二中「設置し」の下に「精神薄弱者について精神薄弱者援護施設に入所させ、又は援護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託する等の措置を講じ」を加え、同表第二十号を次のように改める。

第十二条死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十二条社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改め、同表第十八号の二中「設置し」の下に「精神薄弱者について精神薄弱者援護施設に入所させ、又は援護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託する等の措置を講じ」を加え、同表第二十号を次のように改める。

第十三条所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改定する。

第十三条第一項第三号に規定する身体障害者更生援助施設のうち」を「第十六条第一項第五号中「第十六条第四項」を「第十六条第一項第二号」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十四条所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改定する。

第十四条第一項第三十四号中「都道府県知事のとるべき」を「都道府県の採るべき」に、「都道府県知事等のとるべき」を「都道府県等の採るべき」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第七条から第九条までを次のように改める。

第七条から第九条まで 削除
附則第三項を削る。

4 第二条第一項の表備考の規定中私立学校を設置する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の設置者(法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者)を含むものとする。

画について意見を述べ、及び事業計画に基づく事業に改め、同表第十七号の二中「及びこれに基づく政令」を削り、「定めるところにより」の下に「養護老人ホーム等に入所させる等の措置に関する事務を行ふ」を加え、「都道府県知事又は市町村長」を「都道府県又は市町村」に、「収容」を「入所」に改め、「並びに市町村長が行う健診査、老人医療費の支給等」を削り、同表第十八号中「設置し」の下に「身体障害者の診査及び更生相談を行つて身体障害者更生援助施設に入所させる等必要な措置を講じ、更生訓練費を支給し、更生医療を給付し、補装具の交付等を行い、売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ」を加え、「収容」を「入所」に改め、同表第十八号の二中「設置し」の下に「精神薄弱者について精神薄弱者援護施設に入所させ、又は援護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託する等の措置を講じ」を加え、同表第二十号を次のように改める。

二十 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、身体に障害のある児童又は骨関節結核その他の結核にかかる児童又は児童に対して育成医療又は療育の給付を行ふ等必要な措置を講じ、児童に対して補装具の交付等を行い、妊娠婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、要保護児童について児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託する等必要な措置を講じ、児童に対する強制措置を必要とする事件を家庭裁判所に送致し、職員等をして児童の住所等に立入調査させ、教護院を設置し、並びに市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用等の一部を負担すること。

別表第一第一号の二中「及び」を削り、「利用させること」を「利用させ、及び牧野の害虫の駆除等を指示すること」に改め、同表中第二十六号を第二十五号の四とし、第二十六号の二を第二十五号の五とし、第二十六号の三を第二十五号の六とし、同号の次に次の三号を加える。

二十六 商工会議所法(昭和二十八年法律第二百四十三号)の定めるところにより、主務大臣が行う商工会議所の業務の一部の停止又は設立認可の取消し等について意見を述べること。

二十六の二 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の定めるところにより、主務大臣が行う競走場設置の許可について意見を述べること。

二十六の三 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の定めるところにより、

主務大臣が行う競走場設置の許可について
意見述べること。

別表第一第三十一号中「運営」の下に「社会教育主事、社会教育主事補及び公民館の職員の

研修を行い」を加え、「及び」を「民法(明治二十一年法律第八十九号)第三十四条の法人の設置に」に改める。

する公民館の事業又は行為の停止を命じ、並びに」に改める。

(十五) 別表第二第二号十五の次に次のように加える。
(十五) 児童福祉法の定めるところにより、保育に欠ける児童を保育所に入所させること。

別表第二第一号四の二中「都道府県知事」を「養護老人ホーム等に入所させる等の措置に関する事務を行い、及び都道府県に、「市町村長」を「市町村に、「収容」を「入所」に改め、同号四の三中「定めるところにより、」の下に「身体障害者の診査及び更生相談を行つて身体障害者更生援助施設に入所させる等必要な措置を講じ、更生訓練費を支給し、更生医療を給付し、補装具の交付等を行い、売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ、並びに」を加え、「収容」を「入所」に改め、同号四の四中「定めるところにより、」の下に「精神薄弱者について精神薄弱者について精神薄弱者援助施設に入所させ、又は援助を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援助施設に委託する等福祉の措置を講じ、及び」を加え、同号四の五を次のように改める。

(四) 児童福祉法の定めるところにより、妊娠婦等を助産施設又は母子寮に入所させること。

別表第一第一号中四の六を四の七とし、四の五の次に次のように加える。

(四) 母子保健法の定めるところにより、妊娠婦等に対して必要な保健指導を行い、医師等の保健指導を受けることを奨励し、又は保健婦等をして訪問指導を行わせ、三歳児の健康診査を行い、妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付し、及び未熟児に対して養育医療の給付を行うこと。(保健所を設置する市に限る。)

別表第二第一号二中「及びこれに基づく政令」を削り、「派遣」の下に、「被害状況等の報告をし」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同号十四の二中「都道府県知事」を「福祉事務所を設置しない町村にあつては、都道府県が行う養護老人ホーム等への入所等に関する事務に協力し、福祉事務所を設置する町村にあつては、養護老人ホーム等に入所させる等の措置に関する事務を行つて身体障害者の診査及び更生相談を行つて身体障害者更生援助施設に入所させる等必要な措置を講じ、更生訓練費を支給し、更生医療を給付し、補装具の交付等を行い、売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ、並びに「収容」を「入所」に改め、「(福祉事務所を設置する町村に限る。)」を削り、同号十四の三中「定めるところにより、」の下に「福祉事務所を設置しない町村にあつては、都道府県の行う事務に協力し、福祉事務所を設置する町村にあつては、精神薄弱者について精神薄弱者援助施設に入所させ、又は援助を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援助施設に委託する等福祉の措置を講じ、及び」を加え、「(福祉事務所を設置する町村に限る。)」を削り、同号

別表第二第二号十六中「定めるところにより、」の下に「行旅病人及びその同伴者又は行旅死亡人の同伴者を救護し、行旅死亡人について本人の認識に必要な事項を記録し、及び埋葬又は火葬を行い、その遺留物件を保管する等の事務を行い、並びに」を加え、「その同伴者」を「これらの同伴者」に、「取扱」を「取扱い」に、「繰替弁済する」を「繰替え支弁する」に改め、同号中二十四の三を二十四の四とし、二十四の二の次に次のように加える。

別表第二第二号二十五の五中及びこれに基づく政令

報告をし」を削り、同号五の七中「報告し、及び主務大臣が毎年度離島振興計画の実施のために必要な事業計画を作成するとき意見を述べること」を「報告すること」と改め、同号十三の二中「講習」、「行い」、「登録を受けた衛生検査所の開設者に對してその構造設備等の変更その他必要な指示をし、その業務の停止を命じ、及び登録を受けた衛生検査所の開設者から必要な報告を求め、又は職員をしてその衛生検査所に立入検査させること」に改め、同号十七中「基づく」を「基づく」と、「及び専用水道設置者」を「専用水道設置者及び簡易専用水道設置者」に、「とのわないと」を「調わない」と改め、同号四十二中「許可に関する事務を行ひ」の下に「社会福祉法人の設立、定款の変更、合併等の認可に関する事務を行ひ」を、「検査させ」の下に「社会福祉法人に對して業務の停止を命じ、又は役員の解職を勧告し、及び解散を命じ」を加え、同号四十二の二を削り、四十二の三を四十二の二とし、同号四十四の二中「養護老人ホーム等への収容等の措置及び」を削り、「受理し、」の下に「及び」を加え、「調査させ、並びに養護老人ホーム等への収容等の処分についての不服申立てについて裁決をすること」を「調査させること」と改め、同号四十五中「身体障害者の診査及び更生相談を行つて

て必要な措置を講じ」を「更生医療を担当させる医療機関を指定し」と、「補装具等を交付し、又は修理し、並びに売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ」を「並びに」と、「の設置等の届出を受理し、及びこれに附置する養成施設の設置の認可に関する事務を行い、並びに市町村長のした処分についての不服申立に対する裁決をすること」を「及びこれに附置する養成施設の設置等の届出を受理すること」に改め、同号四十五の二を削り、同号五十中「及び児童相談所長」、「身体に障害のある児童若しくは骨関節核その他の結核にかかる児童に対して育成医療若しくは療育の給付を行い」、「身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、妊娠婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、要保護児童について児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託する等必要な措置を講じ、並びに児童に対する強制措置を必要とする事務を家庭裁判所に送致し、職員等をして児童の住所等に立入調査させ」及び「児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された児童等又は育成医療等の給付を受け、若しくは補装具の交付等を受けた児童に要する費用の徴収について当該児童等又はその扶養義務者の負担能力を認定し」を削り、「保母試験に關する事務を行い、並びに市町村長及び児童相談所長の行つた処分に対する不服申立てに対する裁決をする」とを「並びに保母試験に關する事務を行うこと」に改め、同号五十四中「妊娠婦等に対して必要な保健指導を行ない、医師等の保健指導を受けることを勧奨し、又は保健婦等をして訪問指導を行なわせ、三歳児の健康診査を行ない、妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付し、未熟児に対して養育医療の給付を行ない」を削り、「決定し」の下に「並びに」を加え、「講じ、並びに養育医療等の給付を受けた児童に要する費用の徴収について当該児童等又はその扶養義務者の負担能力を認定する等の事務を行なうこと」を「講ずること」に改め、同号五十九の四中「職業訓練法及び」を「職業能力開発促進法及び」に改め、「都道府県職業訓練計画を定め」を削り、「職業訓練法人連合会及び都道府県技能検定協会」を「及び都道府県職業能力開発協会」に改め、「認定し」の下に「並びに」を加え、「求め、並びに関係事業主の団体に対して職業訓練の実施について必要な勧告をする」を「求め」に改め、同号六十三中「都道府県卸売市場整備計画を定め、及び」を削り、同号六十三の六を削り、同号七十中「農業委員会の定める小作料の最高額を認可し、市街化区域内の農地の転用等の届出を受理し」を削り、「決定し、小作地に係る」を「決定し」に、「行う等」を「行い、売り渡した土地等の権利の設定又は移転を許可する等」に、「ととのわない」を「調わない」に改め、同号中七十二を削り、七十中七十二とし、七十の三を七十とし、同号七十三中「昭和二十四年法律第二百八号」及び「免許を受けようとする者に対する講習会の開催」を削り、「行ない」を「行い」に改め、同号七十五中「牧野の害虫の駆除を指示し」を削り、同号中八十九の五を八十九の大とし、八十九の四を八十九の五とし、八十九の三の次に次のように加える。

(八十九の四) 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)の定めるところにより、輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録に關する事務を行い、及び輸出水産業者若しくは製造受託者から必要な報告を徵し、又は職員をして事業所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号中九十三の三及び九十三の四を削り、九十三の五を九十三の二とし、同号

九十七の八中「電源開発調整審議会に出席して」を削り、同号中百五を削り、百五の二を百五とし、同号百十六の二中「及びこれに基づく政令」及び「路上駐車場設置計画を決定し、及び」を削り、「受

理し」の下に「及び」を加え、同号百二十五中「免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする私立学校の教育職員に対し証明書を発行し、及び」を削り、同表第二号(七)を次のように改める。

(七) 社会教育法の定めるところにより、民法第三十四条の法人の設置する公民館の運営その他に關して指導及び助言をする等の事務を行なうこと。

別表第四第一号(三)の四中「若しくは廃棄又は井戸、溝渠等の新設、改築若しくは使用の停止等を命ずる」を、井戸、溝渠等の新設、改築等の命令又は使用の停止、遊泳の制限に改め、同号十五の次に次のように加える。

(十五の二) 水道法の定めるところにより、簡易専用水道設置者に對して清掃その他の必要な措置又は給水の停止を命じ、及び簡易専用水道設置者から必要な報告を徵し、又は職員をしてその衛生検査所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号中十六の四を十六の五とし、十六の三の次に次のように加える。

(十六の四) 臨床検査技師、衛生検査技師等に關する法律の定めるところにより、登録を受けた衛生検査所の開設者から必要な報告を求める、又は職員をしてその衛生検査所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十九)を次のように改める。

(十一) 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者手帳の返還を命ずべき事由があると認めるときその旨を都道府県知事に通告すること。

別表第四第一号中十九の二を削り、十九の三を十九の二とし、十九の四を十九の三とし、十九の五を十九の四とし、同号十九の六中「及びこれに基づく政令」及び「路上駐車場設置計画を決定し、及び」を削り、「受理し」の下に「及び」を加え、同号中十九の六を十九の五とし、十九の七を十九の六とし、十九の八を十九の七とし、十九の九を十九の八とし、同表第二号(一)の八を次のように改め

(一) (一) 消防法の定めるところにより、危険物取扱者に対する危険物の取扱作業の保安に関する講習及び消防設備士に對する消防用設備等の工事又は整備に關する講習を行うこと。(主務大臣の指定する市町村長に限る。)

昭和六十一年十二月十九日 参議院会議録第三号 地方公共団体の執行機関が國の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案外四件

別表第四第二号(二十一)を次のように改める。

(二十一) 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者手帳の返還を命ずべき事由があると認めるときその旨を都道府県知事に通告すること。(福祉事務所を管理する町村長に限り。)

別表第四第二号中〔二十一〕の二、〔二十二〕及び〔二十二〕の二を削り、〔二十三〕を〔二十二〕とし、〔二十四〕及び〔二十四〕の二を削り、〔二十四〕の三を〔二十三〕とし、〔二十四〕の四を〔二十四〕とし、〔二十四〕の五を〔二十四〕の二とし、〔二十四〕の六を削り、〔二十四〕の七を〔二十四〕の三とし、同号〔三十〕中「許可し」の下に「市街化区域内の農地の転用等の届出を受理し、小作料として定額の金額以外のものを支払い若しくは受領する契約の定めを承認し」を加え、「最高額及び」を削り、「ととのわぬ」を「調わない」に改め、同表第五号(一)中「許可し」の下に「市街化区域内の農地の転用等の届出を受理し、小作料として定額の金額以外のものを支払い若しくは受領する契約の定めを承認し」を加え、「最高額及び」を削り、「ととのわぬ」を「調わない」に改める。

別表第七第一号の表都道府県知事の項中「都道府県職業訓練審議会」を「都道府県職業能力開発促進法」に、「都道府県職業訓練計画その他の職業訓練及び技能検定」を「都道府県職業能力開発計画その他の職業能力の開発」に改める。

官報 (号外)

要領書
一 委員会の決定の理由
本法律案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を引き続き推進するため、行政改革に関し臨時行政調査会の行った答申並びに臨時行政改革推進審議会の述べた意見及び行つた答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要な事項について調査審議するための機関として、総理府に改めて臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

臨時行政改革推進審議会設置法案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年十二月十八日
内閣委員長 岩本 政光
参議院議長 藤田 正明殿

臨時行政改革推進審議会設置法案
右の内閣提案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年十二月九日
参議院議長 原 健二郎

1 (目的及び設置)
臨時行政改革推進審議会設置法
第一条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に改めて臨時行政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十

(所掌事務)

第一条 審議会は、行政改革に関し臨時行政調査会(昭和五十六年三月十六日に設置され、昭和五十八年三月十五日に廃止されたものをいう。)の行つた答申並びに臨時行政改革推進審議会(昭和五十八年六月二十八日に設置され、昭和六十一年六月二十七日に廃止されたものをいう。)の述べた意見及び行つた答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要な事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮問に応じて答申する。

2 委員は、非常勤とする。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 (資料提出その他の協力等)
第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

5 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。
6 委員は、非常勤とする。

7 会長に事故があるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに総務省設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号に規定する法人(同号の規定の適用を受けない法人を除く)において「特殊法人」という。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

8 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

9 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

10 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

11 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

12 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

13 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

14 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

15 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

16 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

17 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

18 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

19 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

20 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

21 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

22 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

23 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

24 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

25 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

26 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

27 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

28 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要な協力を求めることができる。

してはならない。その職を退いた後も同様とする。

29 委員は、非常勤とする。

30 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

31 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

32 委員は、非常勤とする。

33 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

34 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

35 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

36 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

37 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

38 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

39 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

40 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

41 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

42 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

43 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

44 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

45 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

46 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

47 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

48 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

49 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

50 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

51 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

52 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

53 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

54 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

四年法律(二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の七を次のように改める。

十九の七 臨時行政改革推進審議会委員(臨時行政改革推進審議会設置法(昭和六十一号)に定めるものをいう。)

(この法律の失効)
この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

3
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条规定により送付する。

昭和六十一年十二月十一日

参議院議長 藤田 正明殿
衆議院議長 原 健三郎

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額										
1	94,900	115,900	135,400	165,200	180,500	197,700	214,500	232,800	261,400	294,700	336,500
2	97,800	121,600	142,300	172,800	188,500	206,000	228,000	241,600	272,300	306,400	350,600
3	101,000	128,100	149,200	180,400	196,600	214,400	231,600	250,600	288,200	318,200	364,700
4	104,100	135,300	156,200	188,300	204,600	222,800	240,200	259,700	294,200	329,900	378,800
5	107,700	141,800	163,400	196,300	212,700	231,200	248,900	269,000	305,400	341,700	392,900
6	111,700	147,000	170,500	204,200	220,600	239,600	257,700	278,300	316,500	353,500	407,000
7	115,900	152,200	177,400	212,000	228,300	247,900	266,600	287,700	327,700	365,200	421,000
8	120,000	157,200	184,200	219,600	235,900	256,500	275,500	297,000	338,700	377,000	434,900
9	123,600	161,700	189,900	226,900	243,500	265,200	284,400	306,300	349,700	388,700	448,700
10	126,900	165,800	195,500	234,100	251,100	274,000	293,300	315,500	360,300	399,900	462,200
11	129,700	169,900	201,000	241,300	258,700	282,800	302,200	324,700	370,600	409,200	472,700
12	132,600	173,900	206,300	248,500	266,100	291,600	310,800	333,800	380,600	418,200	479,300
13	135,000	177,900	211,600	255,300	273,000	300,300	318,900	342,400	389,500	426,700	485,700
14	137,400	180,800	216,400	262,100	279,900	308,400	326,000	350,900	396,300	432,600	491,700
15	139,600	183,700	221,000	268,100	285,600	315,900	332,600	357,900	402,900	437,200	496,500
16	141,200	186,500	225,600	273,900	290,800	322,000	338,200	364,300	407,400		
17		189,300	229,800	278,200	295,600	327,700	343,300	368,600	411,900		
18		191,800	233,300	281,900	299,400	331,700	347,700	372,600	416,200		
19		193,800	236,500	285,500	303,100	335,600	351,700	376,600			
20			239,000	288,200	306,200	339,500	355,600	380,500			
21				241,500	290,800	309,200	343,300	359,400	384,300		
22				243,900	298,400	312,100	347,100	363,100			
23				246,300	296,000	315,100	350,800				
24				248,600	298,600	318,100	354,400				
25				250,900	301,100	320,900					
26				253,200	303,600	323,700					
27				255,400	306,000						
28					308,400						

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

口 行政職俸給表(二)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	85,200	118,400	134,000	151,500	175,200	199,700
2	87,800	123,500	139,800	157,500	181,200	206,200
3	90,400	128,700	145,600	163,400	187,200	212,700
4	93,000	134,000	151,500	169,300	193,200	219,700
5	95,600	139,300	157,400	175,200	199,200	226,800
6	98,500	144,500	163,300	181,000	205,400	234,100
7	101,800	149,600	168,900	186,400	211,200	241,400
8	105,200	154,600	174,400	191,500	216,500	248,700
9	109,000	159,600	179,900	196,600	221,700	256,100
10	113,400	164,400	185,200	201,700	226,900	263,500
11	118,400	169,200	190,000	206,600	232,100	270,800
12	123,500	173,700	194,800	211,300	237,800	278,000
13	128,600	178,200	199,500	216,000	242,400	285,100
14	133,600	182,400	204,100	220,700	247,400	291,300
15	138,400	186,400	208,600	225,400	252,300	297,400
16	142,900	190,100	213,100	230,100	257,100	303,400
17	147,000	193,700	217,600	234,300	261,800	309,400
18	151,100	197,200	222,100	238,100	266,300	314,700
19	154,700	200,700	226,400	241,400	270,400	319,700
20	157,600	203,200	230,300	244,700	274,300	324,100
21	160,400	205,400	233,400	247,700	278,000	328,400
22	163,200	207,500	236,000	250,600	281,600	332,500
23	165,900	209,500	238,400	253,500	284,100	335,900
24	168,400	211,600	240,700	256,200	286,500	
25	170,600	213,600	242,800	258,800	288,900	
26	172,700	215,600	245,000	261,300		
27	174,800	217,600	247,100	263,600		
28	176,800	219,600	249,200	265,800		
29	178,700	221,500	251,300			
30	180,500		253,400			
31	182,300		255,400			
32	184,100					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十一年十二月十九日 参議院会議録第十三号

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案外四件

三〇八

昭和六十二年十二月十九日 参議院会議録第十三号

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案外四件

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 債	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
1	108,200	166,200	198,700	233,300	261,400	294,700	336,500
2	112,200	173,800	207,000	242,100	272,300	306,400	350,600
3	116,400	181,400	215,400	251,100	288,200	318,200	364,700
4	122,200	189,400	223,900	260,200	294,200	329,900	378,800
5	128,600	197,400	232,400	269,400	305,400	341,700	392,900
6	135,800	205,300	240,900	278,600	316,500	353,500	407,000
7	142,900	213,300	249,500	287,900	327,700	365,200	421,000
8	150,000	221,100	258,300	297,100	338,700	377,000	434,900
9	157,100	228,700	267,100	306,300	349,700	388,700	448,700
10	164,300	236,200	275,900	315,500	360,300	399,900	462,200
11	171,300	243,800	284,700	324,700	370,600	409,200	472,700
12	178,100	251,300	293,500	333,800	380,600	418,200	479,300
13	184,300	258,800	302,300	342,400	389,500	425,700	485,700
14	190,400	266,100	310,900	350,900	396,300	432,600	491,700
15	195,900	273,000	319,000	357,900	402,900	437,200	496,500
16	201,300	279,400	326,000	364,300	407,400		
17	206,500	284,400	332,600	368,600	411,900		
18	211,700	288,300	336,600	372,600	416,200		
19	216,400	292,000	340,500	376,600			
20	221,000	295,100	344,400	380,500			
21	225,600	298,100	348,200	384,300			
22	229,800	300,800	352,000				
23	233,300	303,400	355,800				
24	236,500	306,000	359,400				
25	239,000						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 稅務職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 債	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額
1	105,200	131,400	155,700	188,600	205,300	222,700	239,400	257,600	285,100	316,800	350,700
2	109,200	138,100	163,000	196,900	213,500	231,000	248,500	266,700	294,400	327,900	361,900
3	113,600	144,900	170,500	205,200	221,800	239,300	257,900	275,900	304,100	339,000	373,200
4	118,400	152,300	177,700	213,300	230,100	248,400	266,700	285,100	313,700	349,800	384,400
5	123,400	158,200	184,800	221,500	238,300	257,500	275,800	294,400	323,200	360,400	395,700
6	128,300	162,800	191,700	229,700	246,400	266,600	284,900	303,800	332,700	369,900	407,000
7	132,500	167,100	198,200	237,600	254,500	275,600	294,100	313,200	342,100	379,300	421,000
8	135,300	170,700	203,700	245,200	262,600	284,700	303,300	322,700	351,500	388,500	434,900
9	137,900	174,300	209,000	252,800	270,500	293,800	312,500	332,200	360,800	397,600	448,700
10	140,400	177,800	214,100	260,300	278,200	302,900	321,700	341,600	370,100	406,600	462,200
11	142,400	181,300	219,100	267,700	284,800	312,000	330,800	351,000	379,000	415,600	472,700
12	144,400	184,500	224,000	274,900	290,800	321,100	339,900	360,300	387,900	424,600	479,300
13	146,300	187,600	228,200	280,300	296,700	330,100	349,000	369,300	396,800	433,400	485,700
14	147,900	190,600	232,000	284,800	302,600	339,100	356,200	378,200	405,200	441,100	491,700
15		192,700	235,400	289,100	307,800	347,800	363,100	386,200	413,500	445,500	496,500
16			238,700	293,200	312,900	354,000	369,500	393,300	417,900		
17			240,900	296,500	317,500	359,900	374,800	397,700	422,100		
18			299,800	321,300	365,100	379,700	401,700	426,200			
19			302,400	324,900	369,100	383,700	405,700				
20			305,000	328,300	373,000	387,500	409,600				
21			307,500	331,100	376,800	391,300	413,400				
22			309,900		380,500	395,000					
23			312,300		384,200						
24					387,800						

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額										
1	109,700	118,800	134,100	173,100	205,800	222,700	239,400	257,600	285,100	316,800	350,700
2	114,100	123,400	141,900	181,000	214,000	231,000	248,500	266,700	294,400	327,900	361,900
3	118,600	128,000	149,700	189,200	222,300	239,300	257,600	275,900	304,100	339,000	373,200
4	123,200	133,800	157,600	197,400	230,600	248,400	266,700	285,100	313,700	349,800	384,400
5	127,800	141,400	165,400	205,700	238,800	257,500	275,800	294,400	323,200	360,400	395,700
6	133,400	149,000	172,700	213,900	246,900	266,600	284,900	303,800	332,700	369,900	407,000
7	140,600	156,500	179,900	222,200	255,000	275,600	294,100	313,200	342,100	379,300	421,000
8	147,900	163,800	187,100	230,300	263,100	284,700	303,300	322,700	351,500	388,500	434,900
9	155,200	170,600	194,400	238,400	271,000	293,800	312,500	332,200	360,800	397,600	448,700
10	162,400	177,400	201,700	246,100	278,800	302,900	321,700	341,600	370,100	406,600	462,200
11	169,000	184,300	208,800	253,700	286,600	312,000	330,800	351,000	379,000	415,600	472,700
12	175,800	191,200	216,000	261,200	294,300	321,100	339,900	360,300	387,900	424,600	479,300
13	182,600	198,200	223,200	268,500	302,000	330,100	349,000	369,300	396,800	433,400	485,700
14	189,500	205,300	230,100	275,700	309,600	339,100	366,200	378,200	405,200	441,100	491,700
15	196,300	212,300	237,000	282,900	317,200	347,800	363,100	386,200	413,500	445,500	496,500
16	203,100	219,200	243,900	290,000	324,300	354,000	369,500	393,300	417,900		
17	209,600	225,600	250,800	297,000	331,200	359,900	374,800	397,700	422,100		
18	215,500	231,900	257,800	304,000	337,400	365,100	379,700	401,700	426,200		
19	221,300	238,200	264,800	310,600	343,000	369,100	383,700	405,700			
20	227,100	244,500	271,900	316,800	347,100	373,000	387,500	409,600			
21	233,000	250,600	279,000	323,000	350,600	376,800	391,300	413,400			
22	238,800	256,900	286,000	329,100	354,100	380,500	395,000				
23	244,700	263,200	293,000	334,600	357,500	384,200					
24	250,500	269,400	299,600	338,200	360,800	387,800					
25	256,200	275,600	305,800	341,400	364,100						
26	261,900	281,600	312,000	344,600	367,300						
27	267,300	287,300	318,100	347,800							
28	272,600	293,000	323,500	350,900							
29	278,700	297,900	327,100	354,000							
30	280,700	302,500	330,300	357,000							
31	284,700	307,000	333,500								
32	288,700	309,900	336,600								
33	291,300	312,800	339,600								
34		315,600	342,600								
35		318,400	345,500								
36		321,100									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十一年十二月十九日 参議院会議録第十三号

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案外四件

三一〇

昭和六十二年十二月十九日 参議院会議録第十三号 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案外四件

口 公安職俸給表(二)

職務の級 号 備	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額										
1	105,200	131,400	155,700	188,600	205,300	222,700	239,400	257,600	285,100	316,800	350,700
2	109,200	138,100	163,000	196,900	213,500	231,000	248,500	266,700	294,400	327,900	361,900
3	113,800	144,900	170,500	205,200	221,800	239,300	257,600	275,900	304,100	339,000	373,200
4	118,900	152,300	177,700	213,300	230,100	248,400	266,700	285,100	313,700	349,800	384,400
5	124,300	158,200	184,800	221,500	238,300	257,500	275,800	294,400	323,200	360,400	395,700
6	129,800	163,600	191,700	229,700	246,400	266,600	284,900	303,800	332,700	369,900	407,000
7	134,600	168,800	198,200	237,600	254,500	275,600	294,100	313,200	342,100	379,300	421,000
8	139,200	174,000	204,200	245,200	262,600	284,700	303,800	322,700	351,500	388,500	434,900
9	143,400	179,000	210,100	252,800	270,500	293,800	312,500	332,200	360,800	397,600	448,700
10	147,400	183,700	215,900	260,300	278,200	302,900	321,700	341,600	370,100	406,600	462,200
11	151,300	188,300	221,500	267,700	285,300	312,000	330,800	351,000	379,000	415,600	472,700
12	155,300	192,900	226,700	274,900	292,000	321,100	339,900	360,300	387,900	424,600	479,300
13	159,200	197,500	231,900	281,100	298,500	330,100	349,000	369,300	396,800	433,400	485,700
14	162,900	202,100	237,100	286,500	304,800	339,100	356,200	378,200	405,200	441,100	491,700
15	166,600	206,300	242,300	291,600	310,100	347,800	363,100	386,200	413,500	445,500	496,500
16	170,200	210,200	246,800	296,500	315,300	354,000	369,500	393,300	417,900		
17	173,400	213,700	251,200	300,100	319,900	359,900	374,800	397,700	422,100		
18	176,400	217,100	255,200	303,400	323,700	365,100	379,700	401,700	426,200		
19	179,200	219,200	258,600	306,100	327,500	369,100	383,700	405,700			
20	181,900		261,000	308,700	331,000	373,000	387,500	409,600			
21	183,900			263,400	311,200	333,900	376,800	391,300	413,400		
22				265,800	313,700	336,700	380,500	395,000			
23				268,100	316,200		384,200				
24				270,500	318,600		387,800				
25				272,800							
26				275,000							

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)
イ 海事職俸給表(一)

職務の級 号 備	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額						
1	112,000	144,900	187,500	226,200	256,400	288,400	361,200
2	117,400	152,600	196,400	236,300	266,600	300,200	373,500
3	124,000	160,800	205,600	246,300	276,700	312,100	385,800
4	130,600	169,100	214,800	256,300	286,800	324,000	397,700
5	137,300	177,400	224,000	266,200	296,700	335,600	408,500
6	144,100	185,100	232,900	275,800	306,400	347,000	421,100
7	150,700	192,100	241,400	285,300	315,900	358,400	432,600
8	157,300	199,000	249,600	294,400	325,100	369,600	442,900
9	163,700	205,900	257,500	303,000	334,200	380,600	452,600
10	169,700	212,600	265,000	311,100	343,200	390,800	460,600
11	173,900	218,700	272,400	319,200	352,100	400,700	468,200
12	177,900	224,100	279,500	327,300	360,600	410,500	475,700
13	181,700	229,600	286,500	335,400	368,700	419,300	482,000
14	185,500	234,900	293,400	343,300	376,700	427,200	487,600
15	188,700	239,900	300,200	350,600	383,300	434,300	492,200
16	191,800	244,400	307,000	357,600	389,000	441,000	
17	194,900	248,900	313,400	364,600	394,400	447,000	
18	198,000	252,200	319,400	369,700	399,400	451,400	
19	200,100		323,100	373,900	404,300	455,700	
20			326,800	377,900	408,800	459,900	
21			330,300	381,900	412,800	464,000	
22			333,800	385,800	416,700		
23			337,200	389,600			
24				393,400			
25				397,100			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十一年十二月十九日 参議院会議録第十三号 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案外四件

□ 海事職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	97,000	119,100	146,900	172,700	201,300	229,500
2	99,500	124,000	153,000	179,700	208,500	236,600
3	102,300	129,500	159,200	186,800	215,700	243,800
4	105,800	135,200	165,700	194,000	222,400	250,900
5	109,800	140,800	172,600	201,100	228,700	258,200
6	114,100	146,500	179,600	208,200	234,700	265,700
7	118,800	152,300	186,700	214,900	240,600	273,200
8	123,700	158,100	193,800	220,700	246,200	280,700
9	128,700	164,000	200,800	226,500	251,700	288,300
10	134,400	169,900	207,800	232,100	257,200	295,900
11	140,000	175,900	214,300	237,600	262,700	308,500
12	145,600	181,800	219,000	242,700	268,200	311,000
13	151,200	187,300	225,400	247,600	273,800	318,600
14	156,700	192,800	230,900	252,400	279,100	325,600
15	161,700	198,200	236,000	257,000	284,500	331,900
16	166,600	203,400	240,900	261,400	289,600	338,100
17	171,400	208,400	245,400	265,300	294,100	344,200
18	176,100	213,100	249,900	269,000	298,300	349,700
19	180,700	217,800	254,100	272,700	301,500	355,000
20	184,700	221,900	257,900	276,000	304,600	359,900
21	187,600	225,400	261,100	279,000	307,800	364,500
22	190,300	228,500	264,000	282,000	310,900	368,900
23	192,300	231,300	266,800	284,600	313,900	372,600
24		233,900	269,100	287,100	316,900	
25		236,100	271,500	289,700	319,800	
26		238,300	273,800	292,200		
27		240,500	276,100			
28		242,600	278,300			
29			280,600			
30			282,800			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表一)の適用を受ける者を除く。人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)
イ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	111,600	137,200	188,600	219,700	281,700
2	116,500	145,700	197,100	229,400	292,400
3	121,700	154,100	205,700	239,100	303,100
4	128,200	162,700	214,500	249,000	313,800
5	134,800	171,300	223,500	259,000	324,600
6	142,100	179,900	232,600	268,900	335,400
7	149,400	188,500	241,700	278,900	346,300
8	157,100	197,000	250,800	288,800	357,200
9	165,000	205,500	259,900	298,600	368,000
10	173,100	213,900	268,900	308,900	378,800
11	181,100	222,300	277,600	317,500	389,600
12	188,700	230,500	286,300	325,900	400,400
13	195,800	238,600	294,900	334,100	411,200
14	202,600	245,700	303,500	342,200	422,100
15	208,900	252,700	311,700	350,000	433,000
16	215,100	259,000	319,600	357,800	443,600
17	221,000	265,100	327,500	365,400	453,000
18	226,800	271,200	335,000	373,000	462,300
19	232,500	277,200	342,500	380,200	471,500
20	237,900	283,100	350,000	386,800	480,100
21	243,100	288,900	357,200	393,400	497,900
22	248,300	294,600	364,300	400,000	499,800
23	253,300	300,000	370,700	405,800	498,800
24	258,100	305,400	376,500	411,500	503,600
25	261,900	310,800	380,600	416,700	
26	265,700	315,300	384,100	420,300	
27	269,300	319,000	387,400	423,900	
28	272,800	322,300	390,700	427,400	
29	275,400	325,500	393,900		
30	277,900	328,600			
31	280,400	331,700			
32	282,800	334,800			
33	285,200	337,800			

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六年十二月十九日

参議院会議録第十三号

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案外四件

口 教育職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	103,500	128,900	241,200	327,500
2	107,200	136,400	250,000	336,800
3	111,500	143,900	258,800	346,100
4	116,000	151,300	267,600	355,400
5	121,200	158,600	276,400	364,700
6	127,100	165,900	285,200	374,000
7	133,700	173,300	294,000	383,300
8	140,700	180,700	302,900	392,500
9	147,800	188,000	311,800	401,700
10	154,900	195,300	320,600	410,800
11	161,900	203,000	329,400	419,600
12	168,900	211,500	338,200	427,900
13	175,900	220,100	346,700	435,400
14	182,700	228,700	355,100	442,800
15	189,600	237,300	363,400	447,400
16	196,400	245,800	371,600	
17	203,200	254,300	379,800	
18	209,900	262,700	388,000	
19	216,600	271,100	396,200	
20	222,500	279,500	403,500	
21	228,400	287,900	410,600	
22	234,000	296,200	417,500	
23	239,400	304,600	424,200	
24	244,700	312,900	428,400	
25	249,900	320,500		
26	255,000	327,900		
27	259,900	335,100		
28	264,500	342,400		
29	269,000	349,600		
30	272,500	355,800		
31	275,800	361,800		
32	279,100	366,900		
33	282,100	371,400		
34	284,500	375,800		
35	286,800	380,200		
36	289,100	383,200		
37	291,300			
38	293,500			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十一年十二月十九日

参議院会議録第十三号

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案外四件

三一四

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	103,500	111,500	205,700	324,000
2	107,200	117,100	214,600	332,300
3	111,500	122,800	223,500	340,600
4	116,000	128,900	232,400	348,800
5	121,200	136,400	241,200	357,100
6	127,100	143,900	250,000	365,300
7	133,700	151,300	258,800	373,500
8	140,700	158,600	267,600	381,500
9	147,700	165,900	276,400	388,700
10	154,700	173,300	285,100	396,000
11	161,400	180,700	293,700	402,500
12	168,100	188,000	301,700	409,000
13	174,500	195,300	309,600	414,200
14	180,800	203,000	317,400	419,300
15	186,900	211,500	325,200	423,400
16	192,900	220,100	332,900	
17	198,800	228,700	340,400	
18	204,400	237,300	348,000	
19	210,000	245,800	355,500	
20	215,300	254,300	362,900	
21	220,400	262,700	369,700	
22	225,200	271,000	376,000	
23	229,700	279,300	381,600	
24	234,000	287,600	386,400	
25	237,400	295,200	390,400	
26	240,800	302,600	393,600	
27	243,700	309,900	396,700	
28	246,300	316,800	399,700	
29	248,800	323,400		
30	251,100	329,600		
31	253,300	335,700		
32	255,400	341,600		
33	257,500	346,900		
34		352,200		
35		356,900		
36		360,900		
37		364,800		
38		368,600		
39		371,200		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十一年十二月十九日

参議院会議録第十三号

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務

の整理及び合理化に関する法律案外四件

二 教育職俸給表(四)

職務の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	俸	給月額								
1		115,900		146,800		188,600		239,100		367,900
2		122,700		154,700		197,100		249,000		378,700
3		129,900		163,000		205,700		259,000		389,500
4		137,200		171,500		214,500		268,900		400,300
5		144,800		180,000		223,500		278,900		411,100
6		152,400		188,500		232,600		288,800		422,000
7		160,100		197,000		241,900		298,600		432,900
8		167,900		205,500		251,400		308,300		443,600
9		175,800		213,900		261,200		317,500		453,000
10		183,700		222,400		271,000		326,500		462,300
11		191,100		230,900		280,800		335,400		471,500
12		198,500		239,600		290,600		346,300		480,100
13		205,600		248,400		300,300		357,200		487,900
14		212,300		257,200		309,500		368,000		493,900
15		219,000		265,900		318,300		378,800		498,900
16		225,400		274,500		326,900		389,600		503,700
17		231,500		282,600		335,300		400,400		
18		237,500		290,500		343,600		411,200		
19		243,100		298,200		351,500		422,100		
20		248,600		305,900		359,100		431,600		
21		255,800		313,600		366,500		438,000		
22		258,900		321,100		373,900		444,200		
23		264,000		328,600		380,500		450,200		
24		268,600		335,900		387,000		456,200		
25		272,900		343,100		393,200		461,500		
26		277,000		350,000		398,500		466,000		
27		280,100		356,800		403,700		470,300		
28		283,100		363,300		407,500				
29		286,100		369,600		411,100				
30		289,100		375,000		414,600				
31		292,000		380,200						
32				385,400						
33				388,800						
34				392,200						
35				395,500						

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	俸	給月額								
1		95,000		121,100		195,100		232,500		270,700
2		97,900		128,000		204,400		241,300		281,700
3		101,100		135,800		213,700		251,200		292,700
4		104,300		143,600		223,100		260,700		304,000
5		108,200		151,500		232,400		270,100		315,500
6		113,100		159,400		241,700		279,500		327,500
7		118,200		167,300		250,800		288,700		339,600
8		123,600		175,200		259,900		297,800		351,800
9		130,400		183,100		268,900		306,600		364,000
10		137,300		191,000		277,700		315,200		376,100
11		144,500		198,800		285,700		322,700		388,100
12		151,700		206,600		293,500		332,100		400,100
13		159,100		214,400		301,000		340,400		411,800
14		166,500		221,700		307,600		348,700		423,500
15		173,600		229,000		313,800		356,900		435,100
16		180,700		236,100		319,900		365,100		446,700
17		187,600		242,500		325,900		373,300		458,300
18		194,300		248,900		331,800		381,400		468,100
19		200,000		255,300		337,600		389,500		475,400
20		205,400		261,700		343,000		396,300		481,700
21		210,800		268,000		348,200		402,900		487,000
22		216,100		274,200		353,000		407,600		492,300
23		221,200		280,400		357,500		412,200		496,500
24		226,300		285,300		361,400		416,200		
25		230,900		290,000		365,000				
26		234,700		293,700		368,600				
27		238,300		297,100		372,100				
28		241,100		300,500						
29		243,800		303,900						
30		246,400		307,200						
31		249,000		310,400						
32		251,500								

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	166,600	229,300	282,800	341,800
2	176,100	240,400	274,100	352,900
3	185,700	251,500	285,500	364,000
4	196,700	262,800	296,800	375,000
5	207,600	274,000	308,000	386,000
6	218,500	285,200	319,300	396,600
7	229,300	296,400	330,500	407,100
8	240,200	307,500	341,800	417,200
9	250,800	318,600	352,800	427,200
10	261,200	329,600	363,900	437,200
11	270,000	339,100	374,900	447,200
12	278,400	348,300	385,200	457,200
13	286,700	357,200	395,200	467,100
14	294,900	365,800	405,100	477,000
15	303,100	374,300	414,900	485,700
16	311,200	382,800	424,400	498,900
17	319,300	391,300	433,600	501,500
18	326,300	399,800	442,800	507,700
19	331,100	406,400	452,100	512,700
20	335,600	412,600	459,000	517,500
21	338,700	418,400	465,800	
22		422,500	470,400	
23		426,500	474,900	
24		430,300	479,300	
25		434,100	483,700	
26		437,800	488,000	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額	8 級 俸 給 月 額
1	97,900	119,900	152,500	174,400	206,000	241,600	270,900	329,400
2	101,200	125,400	159,700	182,000	214,600	250,600	282,100	341,300
3	104,700	132,000	167,000	189,600	223,300	259,700	293,400	353,400
4	109,100	138,500	174,300	197,300	232,000	269,000	304,600	365,600
5	113,600	145,100	181,800	205,100	240,700	278,300	315,900	377,900
6	118,400	151,600	189,300	213,000	249,400	287,700	327,100	390,100
7	123,900	158,300	196,900	220,900	258,100	297,000	338,300	402,200
8	130,300	164,900	204,500	228,800	266,800	306,300	349,400	414,300
9	136,700	171,600	212,300	236,500	275,500	315,500	360,300	426,300
10	142,500	178,100	220,000	244,200	284,300	324,700	370,600	438,200
11	147,500	184,600	227,400	251,800	293,000	333,800	380,600	445,400
12	152,600	190,300	234,500	259,300	301,400	342,400	389,500	451,700
13	157,500	195,900	241,600	266,800	309,400	350,900	396,300	457,700
14	161,800	201,500	248,700	273,900	316,900	357,900	402,900	468,300
15	166,000	206,900	255,600	281,000	323,000	364,300	409,500	468,700
16	170,100	212,200	262,400	286,800	329,100	368,600	413,900	473,200
17	174,100	217,100	268,800	292,000	334,400	372,600	418,200	
18	178,100	221,700	274,900	297,200	339,300	376,600		
19	181,000	226,300	279,500	301,100	343,200	380,500		
20	183,900	230,500	283,400	304,800	347,100	384,300		
21	186,500	233,800	287,200	308,300	350,800			
22	188,600	236,300	290,000	311,600	354,500			
23	190,600	238,700	292,600	314,600	358,100			
24		241,000	295,200	317,400				
25		243,200	297,700					
26		245,400	300,200					
27			302,600					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十二年十二月十九日 參議院会議録第十三号 地方公共団体の執行機関が國の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案外四件

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 備	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 102,700	円 118,000	円 158,500	円 178,100	円 206,600	円 236,800
2	106,400	123,500	164,700	184,900	214,000	245,100
3	110,300	128,900	171,400	191,600	221,500	253,600
4	114,200	134,900	178,000	198,400	229,000	262,400
5	118,000	140,800	184,700	205,100	236,400	271,400
6	123,500	146,700	191,300	212,000	243,600	280,400
7	128,800	152,500	197,900	218,800	250,800	289,400
8	134,700	158,300	204,400	225,700	258,000	298,400
9	140,600	164,000	211,000	232,500	265,000	307,400
10	146,300	169,700	217,500	239,200	272,100	316,400
11	151,900	175,400	224,000	245,900	279,100	325,300
12	157,400	181,000	230,500	252,500	286,200	334,100
13	162,700	186,500	236,900	259,100	293,300	342,900
14	167,900	191,900	243,400	265,700	300,300	351,300
15	173,000	197,200	249,900	272,200	307,400	359,500
16	178,100	202,500	256,200	278,500	314,400	367,100
17	183,000	207,700	262,500	284,900	321,100	374,700
18	187,800	212,700	268,700	291,100	327,000	381,600
19	192,500	217,700	274,700	297,300	331,600	387,800
20	197,200	222,800	280,600	302,700	335,900	391,900
21	201,700	227,800	286,500	307,700	340,200	395,700
22	206,100	232,700	292,100	312,500	343,700	399,400
23	210,300	237,600	296,700	316,200	347,000	
24	214,000	242,500	301,100	319,700	349,700	
25	217,600	247,400	305,300	323,000		
26	220,800	252,300	308,600	325,800		
27	224,000	256,600	311,700	328,600		
28	227,000	260,700	314,400	331,200		
29	229,400	264,700	317,000			
30	231,800	267,300	319,500			
31	234,100	269,700	322,000			
32	236,300	272,200				
33		274,600				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号 備	俸 給 月 額
1	円 461,000
2	508,000
3	566,000
4	626,000
5	675,000
6	726,000
7	789,000
8	850,000
9	911,000
10	970,000
11	1,027,000
12	1,049,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占めるものに適用する。

1 (施行期日等)	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は、昭和六十二年一月一日から施行する。
2 (この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一 般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。	この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一 般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。
3 (最高号俸を超える俸給月額の切替え等)	昭和六十一年四月一日(以下「切替日」といふ。)の前日において職務の最高の号俸を超える俸給月額及びこれを受ける期間に通算される俸給月額及びこれを受けた職員の切替日ににおける俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院規則で定める(切替期間における異動者の号俸等)
4 (切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける	昭和六十一年四月一日(以下「切替日」といふ。)の前日において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける
5 (切替日前の異動者の号俸等の調整)	人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定められた職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様に人事院の定めることとする。
6 (前項の規定の適用について)	切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日ににおいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めることにより、必要な調整を行なうことができる。
7 (前項の規定の適用について)	前項の規定の適用について、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
8 (人事院規則への委任)	改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年十二月十八日

内閣委員長 岩本 政光
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に伴い、昭和六十一年度に必要な経費は、約一億円である。

三、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

四、費用

別表第一の俸給月額の欄中「一、七二五、〇〇

〇円」を「一、七六六、〇〇〇円」及び「一、二五

八、〇〇〇円」を「一、二八八、〇〇〇円」だ、「一、

二〇一、〇〇〇円」を「一、二九九、〇〇〇円」だ、「一、

二一五、〇〇〇円」を「一、一三一、〇〇〇円」だ、「一、

二一五、〇〇〇円」を「一、一四五、〇〇〇円」だ、「一、

二一九、〇〇〇円」を「一、一〇九、〇〇〇円」だ、「一、

二七、〇〇〇円」及び「八九〇、〇〇〇円」を「九一、

一、〇〇〇円」に改める。

五、附則

第九条中「二万四千八百円」を「二万五千四百円」に改める。

附則に次の二項を加える。

5 当分の間、内閣総理大臣又は国務大臣がこの法律の規定に基づいて支給された給与の一部を相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。

6 旧国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（昭和五十七年法律第三十六号。以下「法律第三十六号」という。）第二条の国際科学技術博覧会政府代表の昭和六十一年四月一日から同年九月十五日までの期間に係る俸給月額は、法律第三十六号第六条の規定にかかるわらず、百三十万九千円であったものとする。

3 改正前の給与法の規定又は法律第三十六号の規定に基づいて昭和六十一年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に支給された給与は、それぞれ改正後の給与法の規定又は法律第三十六号及び前項の規定による給与の内払とみなす。

4 改正後の給与法附則第五項の規定は、改正前の給与法の規定に基づいて昭和六十一年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に内閣総理大臣又は国務大臣に支給された給与の一部に相当する額の返納による国庫への寄附について準用する。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改訂する。

第十八条第二項中「六千九十九円」を「六千六十六円」に改める。

第二十五条第一項中「六万四千九百円」を「六万六千八百円」に改める。

別表第一及び別表第一を次のように改める。

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する法律

別表第三の俸給月額の欄中「四〇三、九〇〇円」を「四一三、一〇〇〇円」だ、「三七〇、〇〇〇円」を

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年十二月十八日

内閣委員長 岩本 政光
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

「三七八、五〇〇円」に、「三三五、一〇〇円」を「三四一、八〇〇円」に、「三〇〇、二〇〇円」を「三〇七、一〇〇円」に、「二六八、五〇〇円」を「二七四、七〇〇円」に、「二三九、六〇〇円」を「二四五、一〇〇円」に、「二一六、四〇〇円」を「二一一、四〇〇円」に、「一九八、五〇〇円」を「一〇九、一〇〇円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の規定（附則第五項の規定を除く。）は、昭和六十一年四月一日から適用する。

2 旧国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（昭和五十七年法律第三十六号。以下「法律第三十六号」という。）第二条の国際科学技術博覧会政府代表の昭和六十一年四月一日から同年九月十五日までの期間に係る俸給月額は、法律第三十六号第六条の規定にかかるわらず、百三十万九千円であったものとする。

3 改正前の給与法の規定又は法律第三十六号の規定に基づいて昭和六十一年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に支給された給与は、それぞれ改正後の給与法の規定又は法律第三十六号及び前項の規定による給与の内払とみなす。

4 改正後の給与法附則第五項の規定は、改正前の給与法の規定に基づいて昭和六十一年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に内閣総理大臣又は国務大臣に支給された給与の一部に相当する額の返納による国庫への寄附について準用する。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改訂する。

第十八条第二項中「六千九十九円」を「六千六十六円」に改める。

第二十五条第一項中「六万四千九百円」を「六万六千八百円」に改める。

別表第一及び別表第一を次のように改める。

官報（号外）

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指 定 職 俸 給 月 額
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額		俸 給 月 額
1	181,800	256,100	287,600	324,200	370,200	1	461,000
2	190,100	265,800	299,600	337,100	385,700	2	503,000
3	198,600	275,700	311,600	350,000	401,200	3	566,000
4	207,400	285,700	323,700	362,900	416,800	4	626,000
5	217,500	295,900	335,900	375,900	432,300	5	675,000
6	226,600	306,200	348,200	388,900	447,800	6	726,000
7	236,000	316,500	360,500	401,900	463,200	7	789,000
8	245,300	326,800	372,600	414,800	478,500	8	850,000
9	254,800	337,000	384,700	427,600	493,700	9	911,000
10	264,300	347,100	396,400	440,000	508,500	10	970,000
11	273,800	357,200	407,700	450,200	520,100	11	1,027,000
12	283,500	367,200	418,700	460,100	527,800		
13	293,300	376,700	428,500	468,400	534,400		
14	303,100	386,100	436,000	475,900	540,900		
15	312,900	393,800	443,300	480,900	546,200		
16	322,700	400,800	448,200				
17	322,500	405,500	453,000				
18	341,900	409,900					
19	350,900	414,200					
20	358,700						
21	365,900						
22	372,100						
23	377,700						
24	382,500						
25	386,700						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

号 俸	陸 海 空	陸 將 補 將 補 將 補	陸 佐 佐 佐 佐	陸 佐 佐 佐 佐	2等陸佐 2等海佐 3等海佐 1等空佐	2等陸佐 1等海佐 2等空佐	陸 佐 佐 佐 佐	陸 佐 佐 佐 佐	陸 佐 佐 佐 佐	陸 佐 佐 佐 佐	陸 佐 佐 佐 佐	陸 佐 佐 佐 佐
			(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)
1	461,000	461,000	401,800	368,400	350,100	301,800	270,900	250,600	211,400	184,900	176,000	163,300
2	508,000	508,000	414,600	376,200	362,900	312,300	281,200	258,900	220,500	193,200	178,600	175,100
3	566,000	566,000	428,400	388,000	375,800	324,800	291,500	269,300	229,600	201,600	183,300	183,700
4	626,000	626,000	443,000	401,800	388,200	337,300	301,800	278,500	239,000	210,200	191,900	185,600
5	675,000	675,000	458,800	414,600	400,700	350,100	321,100	289,700	248,300	218,900	196,800	193,600
6	726,000	726,000	473,300	427,400	412,800	362,900	322,500	299,900	257,500	227,600	207,900	201,600
7	789,000	789,000	487,300	442,000	424,500	375,600	333,000	310,100	266,700	236,200	216,400	209,400
8	850,000	850,000	501,300	457,800	436,000	388,200	345,600	320,200	276,600	244,800	224,100	217,800
9	911,000	911,000	515,300	472,300	454,500	400,700	354,200	330,300	284,400	253,900	231,900	225,600
10	970,000	970,000	531,900	485,600	425,500	364,900	340,400	298,200	261,800	238,900	233,600	233,400
11	1,027,000	1,027,000	540,100	488,200	468,800	424,000	375,700	350,500	301,800	270,100	247,900	247,500
12	510,000	510,000	488,200	468,800	424,000	375,700	350,500	301,800	270,100	247,900	247,500	241,300
13	548,300	548,300	487,700	445,100	386,800	360,800	310,100	278,400	256,600	255,000	248,500	243,000
14	556,500	556,500	485,600	452,600	407,400	376,900	320,600	318,400	286,400	262,600	256,400	248,500
15	500,900	500,900	459,900	417,500	390,400	335,000	320,700	294,800	270,800	270,100	263,900	263,500
16	506,100	465,200	427,500	397,200	343,300	311,200	286,300	285,300	279,000	278,500	262,400	247,000
17	470,400	434,900	403,700	351,500	319,300	294,400	293,000	286,600	286,600	286,100	279,400	278,500
18	475,500	442,200	409,500	359,600	327,400	301,300	300,700	294,300	288,700	276,200	277,600	277,600
19	480,500	447,400	414,700	367,300	335,000	309,700	303,500	302,000	301,300	282,800	289,400	262,300
20	485,500	452,600	419,800	374,100	342,900	317,500	316,100	309,600	308,900	316,100	316,400	296,000
21	490,500	457,600	424,800	380,500	350,500	325,100	323,700	317,200	316,400	316,400	316,400	316,400
22	482,600	430,000	385,400	357,800	322,600	331,100	324,500	322,700	302,600	350,100	350,500	325,500
23	487,600	435,000	380,500	364,600	339,400	337,900	331,300	329,900	308,800	320,500	320,500	314,900
24	440,000	395,500	370,700	346,200	344,700	336,600	335,600	333,100	327,300	327,300	327,300	327,300
25	472,600	445,000	400,000	375,800	353,000	351,500	344,900	344,900	344,900	344,900	344,900	320,500
26	404,700	380,900	359,100	357,800	322,600	331,100	324,500	322,700	302,600	350,100	350,500	325,500
27	409,400	385,700	364,200	369,300	367,800	360,900	359,900	355,200	355,200	355,200	355,200	330,200
28	390,400	395,100	374,000	372,500	365,600	346,200	344,700	338,100	337,300	327,300	314,900	314,900
29	385,500	390,700	379,800	377,200	370,300	353,000	351,500	344,900	344,900	344,900	344,900	320,500
30	380,000	388,100	381,900	375,000	386,600	378,700	372,200	369,300	369,300	369,300	369,300	349,300
31												
32												
33												

備考(一) 統合幕僚会議の議長その他政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官衛及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

- 附則
(施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。
(俸給の切替え)
昭和六十一年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁職員給与法(以下「法」という。別表第二の陸将補、海将補及び空将補の二欄をいい。)当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の二欄、二欄又は三欄をいい。)と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。
- 〔旧俸給月額を受けていた期間の通算〕
前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において選用する一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員については、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。
- 〔最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等〕
切替日の前日において職務の級又は階級の最高号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。
- (切替期間における異動者の俸給月額等)
切替日からの法律の施行の日の前日までの

- 間において、改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第一号)による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第二五若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。
- (切替日前の異動者の俸給月額等の調整)
切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (旧俸給月額等の基礎)
附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けている俸給月額は、旧法及びこれまでに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
- (給与の内払)
新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
- (政令への委任)
附則第一項から前項までに定めるものは、かかる、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

〔若本政光君登壇、拍手〕
「若本政光君登壇、拍手」

○若本政光君　ただいま議題となりました五件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第一号)による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第二五若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

まず、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案は、地方公共団体の自主性、自律性を強化しつつ、地域の実情に合った総合的、効率的な行政の実現及び事務運営の簡素化を図る観点から、昭和六十年七月の臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨に沿って、五十事項の機関委任事務及び十一事項の事務を統一する許認可権限等の整理及び合理化を図るため、十一省厅四十三法律にわたる改正を一括して行おうとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の趣旨と地方自治強化との関連、機関委任事務増加の原因と抑制策、機関委任事務を団体委任事務とする場合の留意点、保育所の入所措置等に係る基準政策の定め方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して久保田理事より反対、公明党・国民党を代表して柳澤委員より賛成、日本社会党・護憲共同を代表して峯山委員より賛成、日本社会党・護憲共同を代表して久保田理事より反対、民社党・国民連合を代表して柳澤委員より賛成の旨の発言がありました。

最後に、給与関係三法律案について申し上げます。

一般的職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月の人事院勧告を完全実施するため、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額を本年四月一日から平均二・三%引き上げることとともに、医師等に対する初任給正手当及び扶養、宿泊直等の各手当を改定する措置についての人事院勧告の期限を昭和七十二年十二月三十一日まで十年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の俸給月額を改定するほか、内閣総理大臣及び國務大臣の給与の一部返納について、所要の特例措置を講じようとするものであります。

なお、審議会は政令で定める施行期日から三年を経過した日に廃止することとしております。

委員会におきましては、中曾根内閣総理大臣の出席を求めるなど熱心な審査が行われました。

その主な質疑の内容は、増税なき財政再建と行革推進との関係、新行革審設置の理由と諸問題、審議会の運営及び委員選任の基本方針等広範多岐にわたりておりますが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して久保田理事より反対、公明党・国民党を代表して柳澤委員より賛成、日本社会党・護憲共同を代表して久保田理事より反対、民社党・国民連合を代表して柳澤委員より賛成の旨の発言がありました。

最後に、給与関係三法律案について申し上げます。

一般的職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月の人事院勧告を完全実施するため、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額を本年四月一日から平均二・三%引き上げることとともに、医師等に対する初任給正手当及び扶養、宿泊直等の各手当を改定する措置についての人事院勧告の期限を昭和七十二年十二月三十一日まで十年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の俸給月額を改定するほか、内閣総理大臣及び國務大臣の給与の一部返納について、所要の特例措置を講じようとするものであります。

一般職の職員の給与改定に準じて、防衛厅職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、官民較差五分未満の場合の勧告のあり方、完全実施に対する政府の決意等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、一般職職員給与法改正案の採決をいたしました。

与法改正案に賛成、特別職職員給与法改正案に反対、防衛厅職員給与法改正案に棄権する旨の発言がありました。

討論を終わり、順次採決の結果、一般職職員給

与法改正案は全会一致、特別職職員給与法改正案は多数、防衛厅職員給与法改正案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしま

す。

まず、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、臨時行政改革推進審議会設置法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和六十一年十一月十八日

参議院議長 藤田 正明殿 法務委員長 太田 淳夫

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

別表(第二条関係)

区	分	報酬月額
最高裁判所長官		一、七六六、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、二八八、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一 号	一、二三一、〇〇〇円
その他高等裁判所長官		一、一四〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、〇一七、〇〇〇円
二号		九一一、〇〇〇円
三号		八五〇、〇〇〇円
四号		七二六、〇〇〇円
五号		六一六、〇〇〇円
六号		五六六、〇〇〇円
七号		五〇八、〇〇〇円
八号		四六一、〇〇〇円
一号		三八〇、〇〇〇円
二号		三四三、二〇〇円
三号		三一八、八〇〇円

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

本法施行に伴い、昭和六十一年度に必要な経費は、約七億九千万円である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を改正する法律案

第十五条中「百一萬五千円」を「百三萬九千円」に、「八十三萬円」を「八十五万円」に改める。

別表を次のように改める。

参議院議長 藤田 正明殿 衆議院議長 原 健三郎

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

簡易裁判所判事		判事	
十 七 号	十一 号	四 号	一九四、八〇〇円
十 六 号	十 五 号	五 号	一七二、二〇〇円
十 四 号	十 三 号	六 号	一五六、五〇〇円
十 二 号	十 一 号	七 号	一三八、八〇〇円
十 一 号	十 四 号	八 号	一九六、六〇〇円
十 六 号	十 五 号	九 号	一八五、一〇〇円
十 七 号	十一 号	十 一 号	一七七、三〇〇円
		十二 号	一七七、三〇〇円
		一 号	七二六、〇〇〇円
		二 号	六二六、〇〇〇円
		三 号	五六六、〇〇〇円
		四 号	五〇八、〇〇〇円
		五 号	三九九、二〇〇円
		六 号	三四三、二〇〇円
		七 号	三八〇、〇〇〇円
		八 号	三一八、八〇〇円
		九 号	一九四、八〇〇円
		十 号	二七一、二〇〇円
		十一 号	二五六、五〇〇円
		十二 号	二三八、八〇〇円
		十三 号	二〇六、六〇〇円
		十四 号	一九七、七〇〇円
		十五 号	一八五、一〇〇円
		十六 号	一七七、三〇〇円

別表(第二条関係)		附則	
区	分	1. この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。	2. 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与との内払とみなす。
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。	昭和六十一年十二月十八日 参議院議長 藤田 正明殿	昭和六十一年十二月十一日 法務委員長 太田 淳夫
要領書	右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。	昭和六十一年十二月十八日 参議院議長 藤田 正明殿	昭和六十一年十二月十一日 参議院議長 原 健三郎
一、委員会の決定の理由	本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするも	右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。	のであって、妥当な措置と認める。

檢 事 長	總 長	俸 給 月 額
東京高等検察府検事長	一、二八八、〇〇〇円	一、〇四九、〇〇〇円
次 長	一、〇四九、〇〇〇円	一、一四〇、〇〇〇円
檢 事	一、〇四九、〇〇〇円	一、〇四九、〇〇〇円
檢 事 長	九一一、〇〇〇円	八五〇、〇〇〇円
三 号	一 号	二 号

三 号	二 号	一 号	九一一、〇〇〇円
			八五〇、〇〇〇円
			一七七、三〇〇円
			一八五、一〇〇円
			一九七、七〇〇円
			二〇六、六〇〇円
			二三八、九〇〇円
			二五六、八〇〇円
			二七一、二〇〇円
			二五六、五〇〇円
			二三八、八〇〇円
			二〇六、六〇〇円
			一九七、七〇〇円
			一八五、一〇〇円
			一七七、三〇〇円
			十一 号
			十 六 号
			十 五 号
			十 四 号
			十 三 号
			十 二 号
			十 一 号
			十 号
			九 号
			八 号
			七 号
			六 号
			五 号
			四 号
			三 号

昭和六十一年十一月十九日 参議院会議録第一三号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件 老人保健法等の一部を改正する法律案外一件

副 檢 事

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与とみなす。

○議長(藤田正明君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもつて可決されまし
た。

○議長（諫田正明君） 日程第八 老人保健法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木満君。

審査報告書
老人保健法等の一部を改正する法律案
右は多數をもつて別紙のとおり修正すべきもの
と議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十一年十二月十八日

この例に準じて裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、今回の給与改定及び人院勧告の妥当性、判事補の初任給のあり方、裁判官の報酬における上厚下薄の傾向等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、両法案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

第一条のうち第二十八条の改正規定中「五百円」を「四百円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

定、同法第八条第一項の改正規定、同法」を、「第四十六条の二第五項」の下に「及び第六項」を、「第四十六条の八第五項」の下に「から第七項までの規定」を加え、「附則第四条第二項」を「第六条の規定」に改め、同条第二号中「第六条」を「第七条」とし、「附則第十九条から第二十四条まで、附則第二十一条及び附則第三十条」を「附則第十六条、第二十一条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十二条」に改める。

附則第四条第一項第一号中「十二分の九」を「十二分の十」に改める。

附則第九条第一項第二号イ中「十二分の九」を「十二分の十」に改め、同号ロ中「十二分の三」を「十二分の二」に改める。

附則第三十条を附則第三十五条とし、附則第二十五条から第二十九条までを五条ずつ繰り下げる。

附則第二十四条中「第四十六条の二第九項」を「第四十六条の二第十項」に改め、同条を附則第十九条とする。

附則第二十三条を附則第二十八条とし、附則第二十条から第二十二条までを五条ずつ繰り下げる。

附則第十九条のうち第六十九条の十五第五項の改正規定中「同条第五項中」の下に「第二十四条」の下に「(同法第四十六条の五において準用する場合を含む。)」を加え、「を加え、附則第十九条を附則第二十四条」とする。

附則第十八条を附則第二十三条とし、附則第二十二条から第十七条までを五条ずつ繰り下げる、附則第十一条の次に次の五条を加える。

(老人保健施設の試行的実施)

第十二条 厚生大臣が指定する者は、第四条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。)の施行前に、第四条の規定による改正後の老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設を經營する事業を試行的に実施する限

りにおいて、医療法の規定にかかわらず、同項の老人保健施設に相当する施設を開設することができる。

(国会に対する報告)

第十三条 厚生大臣は、第四条の規定の施行に際しては、前条の規定による老人保健施設を經營する事業の試行的実施の状況及び老人保健施設の運営等に関する基本的事項について、国会に報告しなければならない。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後における老人医療費の動向、健康保険組合の決算の状況等各医療保険の運営の状況、老人保健法による医療費拠出金の額の動向等を勘査し、昭和六十五年度までの間の保険者の拠出金の算定方法その他この法律による改正に係る事項に關し検討を行ひ、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十五条 政府は、新老健法第二十八条第一項第一号に規定する給付に要する費用の額が低額である場合には当該額に対する同号に規定する一部負担金の額の割合が著しく高くなることがあることにかんがみ、必要があると認めるときは、同号の一部負担金の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則第十九条 政府は、第四条の規定の施行後適當時期において、老人保健施設に関する状況を勘査し、必要があると認めるときは、老人保健施設の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、老人保健制度の長期的な安定を図るため、一部負担金制度及び保険者の拠出金制度を改正し、特定療養費制度を創設するとともに、寝たきり老人等に対する適切な待遇を図ること

るため、老人保健施設の創設、老人保健施設療養費の支給等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認めるが、入院時一部負担金の額、拠出金算定方法に関する検討、老人保健施設関係等について修正を行つた。

一、費用

本法施行に伴い、昭和六十一年度一般会計予算において約八百七十三億円の支出減が見込まれて、衆議院修正において約二百五十九億円、本院修正において約二百三十五億円の支出増が見込まれる。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

修正は、やむを得ない。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに適切な措置を講すべきである。

一、超高齢化社会の到来に対応し、人生八十年時代にふさわしい社会保障システムを構築するため、総合的な対策を推進すること。

二、一部負担金の額については、今後の老人医療費の動向等を踏まえ、必要な見直しを行うこと。

三、老人医療費の増加により過大な負担を招かぬよう、幅広い医療費適正化対策を強力に推進すること。

四、加入者按分率の引上げにより、健康保険組合等被用者保険の財政運営に支障が生じると認められる場合、適切な措置を講ずること。

五、政府管掌健康保険の家族の給付率の改善につれて、元化の展望を踏まえ検討を進めるこ

と。

六、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

的な検討を行うこと。また、市町村は、収納率の向上、レセプト審査の強化等国民健康保険事業の運営に関して、一層の経営努力を行うとともに、国及び都道府県知事は市町村に対する指導をより一層強化すること。

七、老人保健施設については、高齢化社会におけるその需要に緊急に対応する観点から、老人保健法上の施設として位置づけられたものであるが、政府は今後老人保健施設を含めたいわゆる中間施設の在り方について、医療法上における適正な位置づけ、及び、その適正配置に関する方策について速やかに検討を加え、必要な法制整備を図ること。

八、老人保健施設を全国的に速やかに整備するため、整備方針を早急に明らかにするとともに、税制、融資等所要の助成措置を講ずること。また、老人保健施設の施設、人員及び運営の諸基準については、寝たきり老人等にふさわしい医療サービス及び生活サービスが確保されるよう十分配慮すること。特に、医薬品の安全かつ適正な使用を図るために、必要に応じて医薬品の管理制度、調剤が薬剤師により行われるよう努めること。

九、疾病の予防、健康の維持増進のため、健康相談や健康教育を拡充し、特定年齢の者に対する重点的な循環器病等の検診を大幅に拡充実施すること。また、休日、夜間の検診体制を強化すること。

十、在宅の寝たきり老人や痴呆性老人の看護、介護を強化するため、福祉と連携した訪問看護・介護体制を速やかに整備促進すること。特に「巡回」健康相談や機能訓練を実施すること。

十一、保健・医療・福祉サービスを総合的、効率的に提供できるようにするため、市町村に公私両務者からなる協議会を設けるとともに、都道府県に連絡調整協議会の設置を検討すること。

十二、老人医療についての診療報酬は、老人の心

身の特性を踏まえ、さらに改善を図り、特に老人歯科診療報酬については、老人歯科医療の特徴性が十分評価されるよう特段の配慮をすること。

十三、長寿を明るく健やかに全うできるようとするため、老化メカニズムの解明や老年性痴呆等の老人問題に関する総合的な研究体制の整備を促進すること。

右決議する。

老人保健法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年十一月二十一日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

(小字及び一は衆議院修正)

老人保健法等の一部を改正する法律案

老人保健法等の一部を改正する法律案

第一條 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「医療以外」を「医療等以外」、「第二十一条から第二十四条までの規定中「医療以外」を「医療等以外」に改める。

第三章第一節中第二十四条の次に次の二条を加える。

(保健サービス等との連携及び調整等)

第十四条を「第二十四条の二」に、「第三節 医療」を「第三節 医療及び特定療養費の支給」に改め、「医療の実施の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第七条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この法律に規定する保険者の提出金等に関する重要な事項」を「老人保健に関する重要事項(第二十条に規定する医療等以外の保健事業に関する事項並びに第三十条第一項及び第三十一条の二第七項に規定する事項を除く。次項において同じ。)」に改め、同条に次の二項を

加える。

3 審議会は、老人保健に関する重要な事項について、関係行政機関に対し意見を述べることができる。

第十二条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 特定療養費の支給(医療費の支給を含む。第十七条の二、第三十一条の二及び第三十二条を除き、以下同じ。)

第十七条中「掲げる給付」の下に「(第三十一条の二第一項に規定する厚生大臣が定める療養に係るもの)を除く。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(特定療養費の支給)

第十七条の二 特定療養費の支給は、疾病又は負傷に関して第三十一条の二第一項の規定により支給する給付とする。

「第二節 医療以外の保健事業」を「第二節 医療等以外の保健事業」に改める。

第二十条の前の見出し中「医療」を「医療等」に改め、同条中「医療」の下に「及び特定療養費の支給(以下この節において「医療等」という。)」を加える。

第二十一条から第二十四条までの規定中「医療以外」を「医療等以外」に改める。

第三章第一節中第二十四条の次に次の二条を加える。

(保健サービス等との連携及び調整等)

第十四条を「第二十四条の二」に、「第三節 医療」を「第三節 医療及び特定療養費の支給」に改め、「医療の実施の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第七条第一項中「この法律に規定する保険者の提出金等に関する重要な事項」を「老人保健に関する重要な事項(第二十条に規定する医療等以外の保健事業に関する事項並びに第三十条第一項及び第三十一条の二第七項に規定する事項を除く。次項において同じ。)」に改め、同条に次の二項を

施及び特定療養費の支給」に改める。

第二十八条第一項第一号中「四百円」を「八百円」に改め、同項第二号中「三百円」を「五百円」に改め、同項第三項を次のように改める。

3 厚生大臣が定める疾病に係る医療を受けている者であつて厚生省令で定めるところにより市町村長の認定を受けたものが、当該疾病に係る医療を受けた場合において、その者が同一の月に同一の保険医療機関等に支払った第一項第二号の一部負担金の額の合計額(当該認定を受けた月にあつては、その月の当該認定を受けた日以後の期間に係る同号の一部負担金の額の合計額とする。)が政令で定める額に達するに至つたときは、同項の規定にかかるわらず、同号の一部負担金は、その月のその後の期間においては、支払うことを要しない。

第三十一条の次に次の二条を加える。

(特定療養費)

第三十一条の二 市町村長は、この法律の規定による医療を受けることができる者(以下「老人医療受給対象者」という。)が、健康保険法第四十四条第一項に規定する特定承認保険医療機関若しくは国民健康保険法第五十三条规定する特定承認保険医療機関(以下「特定承認保険医療機関等」という。)のうち自己の選定するものについて療養を受けたとき、又は保険医療機関等のうち自己の選定する特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し特定療養費の支給があつたものとみなす。

6 特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等は、第一項に規定する療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした老人医療受給対象者に対し、厚生省令で定められたものとみなす。

7 厚生大臣は、第一項に規定する療養、第二項の規定による基準並びに第三項に規定する特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に開示する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

以下この項において「特定療養費算定額」といふ。)から第二十八条に規定する一部負担に相当する額を控除した額とする。ただし、前項に規定する厚生大臣が定める療養と併せて基準に従い、特定療養費算定額とする。

3 特定承認保険医療機関等及び保険医療機関等並びに保険医等は、厚生大臣が定める特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、特定療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

4 老人医療受給対象者が特定承認保険医療機関等について療養を受け、又は保険医療機関等について第一項に規定する厚生大臣が定めた老人医療受給対象者が当該特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等に支払うべき療養に要した費用について、特定療養費として老人医療受給対象者に対し支給すべき額の限度に相当する額を控除した額とする。ただし、前項に規定する特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し特定療養費の支給があつたものとみなす。

6 特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等は、第一項に規定する療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした老人医療受給対象者に対し、厚生省令で定められたものとみなす。

7 厚生大臣は、第一項に規定する療養、第二項の規定による基準並びに第三項に規定する特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に開示する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

8 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

9 第二十五条第二項、第三項(第三号を除く)及び第五項(第三号を除く)、第二十七条、第二十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は、特定承認保険医療機関等並びに特定承認保険医療機関等について受けた療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第二十五条第二項から第五項まで、第七条、第二十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は、保険医療機関等について受けた第一項に規定する厚生大臣が定める療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二条第一項中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に改め、同項第一号中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同項第三号中「医療又は特定療養費の支給」を加え、同項第一号中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同項第七条中「医療機関等」の下に「及び特定承認保険医療機関等」を加え、同項第三号中「保険医療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を加え、同項第一号中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同項第七条中「医療機関等」の下に「及び特定承認保険医療機関等」を加え、同項第三号中「保険医療機関等」の下に「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同項第一号中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同項第七条中「医療機関等」の下に「及び特定承認保険医療機関等」を加え、同項第三号中「保険医療機関等」の下に「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第三十三条第一項中「医療」の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第三十四条中「医療は」を「医療又は特定療養費の支給は」に改める。

第三十五条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第三十六条の前の見出し中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条中「医療は」を「医療又は特定療養費の支給は」に改める。

第三十六条の前の見出し中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条中「医療は」を削り、「その期間」の下に「に係る医療又は特定療養費の支給は」を加える。

第三十七条及び第三十八条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第三十九条中「医療を」を「医療又は特定療養費の支給を」に、「医療」を「医療又は特定療養費に係る療養に」に、「医療の」を「医療又は特定療養費に係る療養に」に改める。

第四十条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第四十一条中「医療」を「医療又は特定療養費の支給を」に改め、「支払った価額」の下に「又は支給した特定療養費の額」を加える。

第四十二条第一項中「医療を」を「医療又は特定療養費の支給を」に改め、「価額」の下に「又は支給した特定療養費の額」を加え、同条第二項中「医療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を、「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条第二項中「保険医療機関等」を、「医療」の下に「又は第三十一條の二第四項の規定による支払」を加える。

第四十三条中「医療」を「医療又は特定療養費の支給に」に、「当該医療を受ける」を「当該医療若しくは特定療養費の支給を受ける」に、「当該医療を担当する」を「当該医療若しくは特定療養費に係る療養を担当する」に改める。

第四十四条第一項及び第二項中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第四十五条中「除く」の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第四十六条中「除く」の下に「及び特定療養費」を加える。

第四十七条中「当該市町村が行う医療」の下に「及び特定療養費の支給(以下「医療等」といいう。)」を加え、「費用及び」を「費用」に、「医療」を「医療又は特定療養費の支給」を加える。

に」を「医療等」に改める。

第四十八条第一項中「医療」「医療等」に改め、「第二十九条第二項」の下に「第三十一條の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。」を加え、「同条第三項」を「第二十九条第三項(第三十一條の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)」に改める。

第四十九条から第五十二条までの規定中「医療」を「医療等」に改める。

第五十条ただし書中「超える額」の下に「と満たない額」の下に「とその満たない額に係る調整金額との合計額」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算医療費拠出金の額と確定医療費拠出金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生省令で定めるところにより各保険者とに算定される額とする。

第五十五条第一項及び第二項を次のように改める。

前条第一項の概算医療費拠出金の額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が当該年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額を前々年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要した費用の額とし厚生省令で定めるところにより算定される額を前々年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要した費用の額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額を前々年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たり老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定める

いう。)で除して得た率が、当該年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要する費用の見込額の分布状況等を勘案して政令で定める。

たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「調整対象外医療費見込額」という。)を除く。)に概算加入者調整率を乗じて得た額

率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「調整対象外医療費見込額」という。)を除く。)に概算加入者調整率を乗じて得た額

率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たり老人医療費額」という。)で除して得た率が、前条第一項第一号の政令で定める率を超える

保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た

額を超える部分として厚生省令で定める

こうにより算定される額(次号において「調整対象外医療費額」という。)を除く。)に確定加入者調整率を乗じて得た額

二 当該保険者に係る調整対象外医療費額

第五十六条第二項中「前項第二号」を「前項第一号」に改める。

第五十七条中「第二十九条第一項」の下に「(第三十一条の二)第九項及び第十項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「同条第三項」を「第二十九条第三項第三十一条の二)第九項及び第十項において準用する場合を含む。」に、「医療」を「医療等」と、「同条第二項」を「第二十九条第二項」に改める。

第六十三条第一項及び第三項並びに第七十九条第一項及び第一項中「医療」を「医療等」に改め等」に改める。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除

(国民健康保険法の一部改正)

第二条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二条)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条」を「第六十三条の二」に改める。

第九条第五項中「及び被保険者証」を「並びに被保険者証及び被保険者資格証明書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「被保険者証」の下に「又は被保険者資格証明書」を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 市町村は、災害その他の政令で定める特別

の事情がないのに保険料(地方税法(昭和二十一年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。第五項、第六十三条の二及び第七十二条の二において同じ。)を滞納している世帯主(その世帯に属するすべての被保険者が老人保健法の規定による医療又は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)による一般疾病医療費の支給その他厚生省令で定める医療に関する給付(次項及び第六項において「老人保健法の規定による医療等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)に係る被保険者証の返還を求めることができる。この場合において、当該世帯主は市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。

4 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者(老人保健法の規定による医療等を受けることができる者を除く。)に係る被保険者資格証明書(その世帯に属する老人保健法の規定による医療等を受けることができる者があるときは、当該被保険者資格証明書及びその者に係る被保険者証)を交付する。

5 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

6 世帯主が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が老人保健法の規定による医療等を受けられることがある者となつたときは、市町村は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

第二十一条中「第四項」を「第八項」に、「及び

被保険者証」を「並びに被保険者証及び被保険者資格証明書」に改める。

第三十六条第一項に次のただし書きを加える。

一項」を、第五十三条第一項に、「療養又は」を主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証の交付を受けている間は、この限りでない。

第四十条の二中「医療」の下に「若しくは特定療養費に係る療養」を加える。

第四十八条第五号及び第四十九条第三号中「医療」の下に「又は特定療養費に係る療養」を加える。

第五十三条第一項中「療養を受けた」を「療養(当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間の療養を除く。)を受けた」に改める。

第五十四条の二を第五十四条の三」と、第五十四条の次に次の二条を加える。

第五十四条の二 保険者は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けたときは、当該被保険者が療養取扱機関について診療又は薬剤の支給を受けたときは、療養費を支給するものとする。

2 前項に規定する場合において、当該世帯主又は組合員に対し当該被保険者に係る被保険者証が交付されているとすれば前条第一項の規定が適用されることとなるときは、保険者は、療養費を支給することができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合は、療養費を支給することができる。

4 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「療養の給付を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合」と、「特定療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付され

ているならば特定療養費の支給を受けることができる場合」と読み替えるものとする。

第五十五条第一項中「若しくは第五十三条第一項」を、第五十三条第一項に、「療養又は」を加える。

第六十三条第一項中「(第四十三条第三項又は第六十四条第一項中「(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。)」を削る。

第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)」を削る。

第六十四条第一項中「(第四十三条第三項又は第六十五条第一項中「(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。)」を削る。

第八十一条の三ただし書き中「超える額」の下に「とその超える額に係る調整金額との合計額」

を、「満たない額」の下に「とその満たない額に係る調整金額との合計額」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する調整金額は、前々年度におけるすべての被用者保険等保険者に係る概算療養給付費提出金の額と確定療養給付費提出金の額との過不足額につき生ずる利子その他的事情を勘案して厚生省令で定めることにより各被用者保険等保険者ごとに算定される額とする。

第八十一条の四第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第八十一条の五第一項中「第八十一条の三」を「第八十二条の三第一項」に改める。

第八十二条第一項中「交付の請求」の下に「又は返還」を加える。

第三百二十七条第一項中「又は第三項」を「若しくは第七項」に、「又は虚偽の届出をした者」を「若しくは虚偽の届出をした者又は同条第三項の規定により被保險者証の返還を求められてこれに応じない者」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第三条 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に改める。

第一章中第十条の次に第一条を加える。

(連携及び調整)

第十条の二 この法律に基づく福祉の措置の実施に当たつては、前条に規定する老人保健法に基づく措置との連携及び調整に努めなければならない。

(老人保健法の一部改正)

第四条 老人保健法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 費用」を「第四節 老人保健施設の費用」に改める。

保健施設療養費の支給（第四十六条の二—第四十六条の十七）

保健施設（第四十六条の二—第四十六条の十七）

六条の五)

に、「第八十五条」を「第八十四条の二」に改める。

第六条に次の二項を加える。

4 この法律において「老人保健施設」とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人（その治療の必要な程度につき厚生省令で定めるものに限る。）に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第四十六条の六第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

第十二条第五号の二の次に次の二号を加える。

五の三 老人保健施設療養費の支給

第十七条の二の次に次の二号を加える。

(老人保健施設療養費の支給)

第十七条の三 老人保健施設療養費の支給は、第四十六条の二第一項の規定により支給する。

第十七条の三 老人保健施設療養費の支給は、第四十六条の二第一項の規定により支給する。

第五号の二の次に次の二号を加える。

第十二条第五号の二の次に次の二号を加える。

五 厚生大臣は、前項の定めをしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聽かなければならぬ。

6 老人保健受給対象者が老人保健施設から施設療養を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該老人保健施設に支払うべき当該施設療養に要した費用について、老人保健施設療養として老人医療受給対象者に対し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該老人保健施設に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し老人保健施設療養費の支給があつたものとみなす。

8 市町村は、老人保健施設から老人保健施設療養の請求があつたときは、第四項の規定による厚生大臣の定め及び第四十六条の八第一項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準（施設療養の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

(開設許可)

第十四条の五 第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条並びに第四十六条の規定は、老人保健施設療養の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的説明は、政令で定める。

第三章の次に次の二章を加える。

(準用)

第十六条の六 市町村は、老人保健施設療養費の支給に要する収入及び支出について、第三十三条に規定する特別会計において経理するものとする。

費を支給する。

2 前項の老人保健施設療養費は、厚生省令で定めるところにより、市町村長が必要と認められる場合に限り、支給するものとする。

3 施設療養を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、自己の選定する老人保健施設について、健康手帳を提示して、受けるものとする。

4 老人保健施設療養費の額は、老人保健施設において受ける施設療養の態様に応じて定額とし、当該施設療養に要する平均的な費用（食費その他の厚生省令で定める費用を除く。）の額を基礎として厚生大臣が定める。

5 厚生大臣は、前項の定めをしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聽かなければならぬ。

6 老人保健受給対象者が老人保健施設から施設療養を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該老人保健施設に支払うべき当該施設療養に要した費用について、老人保健施設療養として老人医療受給対象者に対し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該老人保健施設に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し老人保健施設療養費の支給があつたものとみなす。

8 市町村は、老人保健施設から老人保健施設療養の請求があつたときは、第四項の規定による厚生大臣の定め及び第四十六条の八第一項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準（施設療養の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

(開設許可)

第十六条の六 老人保健施設を開設しようとする者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

第三章の二 老人保健施設

設の老人保健施設療養費の請求に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(領収証の交付)

第十六条の三 老人保健施設は、施設療養その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした者に對し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

(特別会計)

第十六条の四 市町村は、老人保健施設療養費の支給に關する収入及び支出について、第三十三条に規定する特別会計において經理するものとする。

第三章の次に次の二章を加える。

(準用)

第十六条の五 第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条並びに第四十六条の規定は、老人保健施設療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的説明は、政令で定める。

第三章の二 老人保健施設

(開設許可)

第十六条の六 老人保健施設を開設しようとする者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

第三章の二 老人保健施設

(開設許可)

が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者でないとき。

二 当該老人保健施設が第四十六条の八第一項に規定する施設又は同条第二項に規定する人員を有しないとき。

三 第四十六条の八第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。

4 都道府県知事は、當利を目的として、老人保健施設を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

(施設療養に関する業務の管理)

第四十六条の七 老人保健施設の開設者は、厚生省令で定めるところにより、当該老人保健施設に係る施設療養に関する業務を医師に管理させ、又は自ら管理しなければならない。

(施設の基準)

第四十六条の八 老人保健施設は、厚生省令で定めるところにより、療養室、診察室、機能訓練室、談話室その他の厚生省令で定める施設を有しなければならない。

2 老人保健施設は、厚生省令で定める員数の医師、看護婦及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

4 老人保健施設の開設者は、前項の基準に従い、老人の心身の状況等に応じて適切な施設療養その他のサービスを提供するものとし、いやしくも老人の福祉を損なうような老人保健施設の運営を行つてはならない。

5 厚生大臣は、第一項及び第二項の厚生省令を定めようとするとき、並びに第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聽かなければならない。

(広告制限)

第四十六条の九 老人保健施設に関しては、文書その他のいかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

二 老人保健施設に勤務する医師及び看護婦の氏名

三 その他都道府県知事の許可を受けた事項

2 前項各号に掲げる事項を広告するに当たつても、医師又は看護婦の技能又は経験に関する事項にわたつてはならない。

3 前二項の規定にかかわらず、厚生大臣が特に必要があると認めて定める事項は、これを広告することができる。この場合において、厚生大臣は、その広告の方法について、必要な定めをることができる。

4 第一項各号に掲げる事項又は前項の規定に基づき厚生大臣が定める事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にあたり、又はその方法が同項の規定による定めに違反してはならない。

(変更の届出)

第四十六条の十 老人保健施設の開設者は、第四十六条の六第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該老人保健施設の開設者の住所その他の厚生省令で定める事項に変更があったときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第四十六条の十一 厚生大臣、都道府県知事又は保健所法(昭和二十一年法律第百一号)第一条の規定に基づく政令で定める市の市長は、必要があると認めるときは、老人保健施設の開設者、施設療養に関する業務を管理する者又は医師その他の従業者(以下「開設者等」と

いう。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、開設者等に對して質問させ、若しくは老人保健施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができるものと認めたものと解釈してはならない。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す證明書を携帯しきつて、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(設備の使用制限等)

第四十六条の十一 都道府県知事は、老人保健施設が、第四十六条の八第一項に規定する施設を有しなかつたとき、又は同条第二項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準(設備に関する部分に限る。)に適合しなくなつたときは、当該老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずることができる。

(変更命令)

第四十六条の十三 都道府県知事は、老人保健施設に係る施設療養に関する業務を管理する者が当該業務を管理する者として不適当であると認めるときは、当該老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、当該業務を管理する者の変更を命ずることができる。

(業務運営の改善命令等)

第四十六条の十四 都道府県知事は、老人保健施設が、第四十六条の八第二項に規定する人員を有しなくなつたとき、又は同条第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る。)に適合しなくなつたときは、当該老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その運営の改善を命じ、又は期間を定めて、その運営の改善を行つてはならない。

命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

(許可の取消し)

第四十六条の十五 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、当該老人保健施設に係る第四十六条の六第一項の許可を取り消すことができる。

一 老人保健施設の開設者が、第四十六条の六第一項の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

二 老人保健施設の開設者が前三条の規定に對して不正行為があつたとき。

三 老人保健施設の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があつたとき。

四 老人保健施設療養費の請求に因し不正があつたとき。

五 老人保健施設の開設者等が、第四十六条の十一第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 老人保健施設の開設者等が、第四十六条の十一第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該老人保健施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該老人保健施設の開設者又は当該老人保健施設に係る施設療養に関する業務を管理する者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(医療法の準用)

第四十六条の十六 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第九条の規定は老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項の規定

昭和六十一年十二月十九日 参議院会議録第十三号 老人保健法等の一部を改正する法律案

は老人保健施設に係る施設療養に関する業務を管理する者について、同法第二十五条の二の規定は保健所を設置する市の市長が第四十六条の十一第一項の規定により行う処分に対する不服申立てについて、同法第三十条の規定は第四十六条の十二から前条までの規定に基づく処分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（医療法との関係等）
第四十六条の十七 老人保健施設は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、医療法及びこれに基づく命令以外の法令の規定（健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。）において「病院」又は「診療所」とあるのは、老人保健施設（政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く。）を含むものとする。

2 施設療養を受けている者が老人保健施設について受ける医療及び機能訓練は、第三章（第四節を除く。）に規定する医療及び医療等以外の保健事業には含まれないものとする。
第四十七条中「及び特定療養費の支給を」特定期間の支給及び老人保健施設療養費の支給に改める。

第四十八条第一項中「及び第二十九条第二項（第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。）」を「並びに第二十九条第二項（第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。）及び第四十六条の二第八項」に改める。

第五十七条中「第二十九条第二項（第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」の下に「及び第四十六条の二第八項」を加える。

第三項（第三十二条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。）の下に「及び第四十六条の二第九項」を「関する第二十九条第三項」の下に「及び第四十六条の二第八項」を「関する第二十九条第三項」の下に「及び第四十六条の二第八項」を加える。

第八十四条の二 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の九第一項、第二項又は第四項の規定に違反した者

二 第四十六条の十一又は第四十六条の十三の規定に基づく命令に違反した者

第八十六条中「又は特定療養費の支給を」を、特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給に改め、「第四十四条第二項」の下に「（第四十六条规定に依る場合を除く。）に規定する医療及び医療等以外の保健事業には含まれないものとする。この条において同じ。」を加え、「同項」を「第四十七条第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八十六条の二 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の七の規定に違反した者

二 第四十六条の十一第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第四十六条の十六において準用する医療法第九条の規定に違反した者

本条の罰金刑を科する。

（医療法の一部改正）
第五条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たつては、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による老人保健施設（以下「老人保健施設」という。）の収容定員数は、厚生省令の定めるところにより、前条第二項に規定するその他病床に係る既存の病床数とみなす。

第八十六条中「又は医師」を「医師」に改め、「診療所」の下に「又は老人保健施設」を加える。

第三十九条第一項中「又は医師」を「医師」に改め、「診療所」の下に「又は老人保健施設」を加える。

第四十二条、第四十四条第二項第三号、第四十七条第一項及び第四十八条中「又は診療所」を「診療所又は老人保健施設」に改める。

第六十五条中「又は第三十九条第一項」を、第三十九条第一項に改め、「診療所」の下に「又は老人保健施設」を加える。

第六十八条の二第二項中「又は診療所」を「診療所又は老人保健施設」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）
第六条 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第五号の次に次の二条を加える。

五の二 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）にいう老人保健施設を利用する

二 第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）第五条の規定及び第六条の規定並びに附則第十七条から附則第二十一条まで、附則第二十四条及び附則第二十一条の規定（施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（医療費に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第一条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老人保健法」という。）の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

（医療費提出金等に関する経過措置）
第三条 第一条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老人保健法」という。）第五十四条第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の医療費提出金の額の算定について適用し、昭和六十一年度以前の年度の医療費提出金の額の算定については、なお従前の例による。

2 昭和六十一年度以前の年度の概算医療費提出金及び確定医療費提出金については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、昭和六十一年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

事業
附 則
第一条 この法律は、昭和六十一年十二月一日から施行するほか、その法人又は人に対しても、各

昭和六十一年十二月十九日 参議院会議録第十三号 老人保健法等の一部を改正する法律案

に係る療養のうち、当該特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分を含む。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。」)を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第十五号中「医療以外」を「医療等以外」に、「並びに医療」を「医療」に改め、「算定に關する基準」の下に「特定療養費に係る療養に對する基準並びに特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に關する基準」を加える。

第三十条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第六条第十五号中「並びに特定療養費」を「特定期養費」に改め、「療養の取扱い及び担当に關する基準」の下に「老人保健施設の設備及び運営に關する基準並びに老人保健施設療養費の額」を加える。

(佐々木満君登壇、拍手)

○佐々木満君 ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主なる内容は、第一に、一部負担金の額について、外来の場合、一ヶ月四百円を八百円に、入院の場合、期限を撤廃してその額を引き上げること。第二に、加入者按分率について、本則を一〇〇%とし、昭和六十五年度まで段階的に引き上げること。第三に、寝たきり老人等に対し必要な医療サービスと生活サービスを提供するため老人保健施設を創設すること。第四に、国民健康保険法を改正して、保険料のいわゆる悪質滞納者に対し必要な措置を講ずること等であります。

委員会におきましては、地方公聴会、参考人から意見聴取、地方行政委員会との連合審査を行ふとともに、社会保障財政のあり方、医療保険制度一元化の方向、国保の財政問題、いわゆる保険外負担の実態と対策、一部負担引き上げによる影響及び低所得者対策、加入者按分率引き上げに伴う影響及び弱小健保組合対策、老人保健施設と医療法との関係、いわゆるヘルス事業の推進対策等多岐にわたり質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党を代表して岩崎理事より、入院時一部負担金の額、特に低所得者への配慮、拠出金算定方法に関する検討、老人保健施設関係等についての修正案が提出されました。次いで、討論に入りましたところ、日本社会党、民社党、国民連合よりそれぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党より原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付せられております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。糸久八重子君。

○糸久八重子君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となつております老人保健法等の一部を改正する法律案について、反対の討論を行うものであります。

今日、お年寄りの医療に關して我々に課せられている問題は、老人福祉法の基本理念に見られるよう、お年寄りを多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛し、健全で安らかな生活を保障するため、医療の面から安定した制度を確立し、お年寄りの不安と不満のない生活をいかにして確保していくかにあると思うのであります。

かかるに、本改正案は、老人保健法施行三年後の直し規定を寄附として、今日提案を見ているよう

な改悪であり、到底国民の納得し得ないのであります。

以下、具体的に反対の理由を申し述べます。

第一に、今回の改正が、臨調行革路線の中で増税なき財政再建を標榜している政府が、急速な高齢化の進行による社会保障予算の当然増に対する旨の意見が述べられました。

さて、今回の見直しのきっかけの一つが、政府自身が誤った退職者医療制度の加入者見込み違府負担を大幅に減額している点であります。

さらには、今回見直しのきっかけの一つが、政財源的措置も行わず、病に苦しむお年寄りと被用者、サラリーマンを対象に負担を増大し、一方、國庫負担を減額している点であります。

いかにも、今回の見直しのきっかけの一つが、政府国民健康保険の財政影響を、この改正によって補てんしようとした点にあることであります。今回の提案が年々の財政のつじつま合わせであることは、政府が二年前、二十一世紀を目指した医療政策を網羅的にまとめた「基本的方向」にも示されています。

こういった本改正案の国庫負担減らし、弱者あるいは他制度へのツケ回しは、今日の中曾根内閣の政治路線を象徴的であらわしているものであります。

第一は、患者の一部負担の増大が大幅で、到底患者の負担に耐え得ないものとなつていていることがあります。

第二は、患者の負担増大が大幅で、到底患者の負担に耐え得ないものとなつていていることがあります。

第三は、加入者按分率の引き上げにより、被用者保険の拠出金は、六十二年度一兆六千四百億円から三千五百億円も増大し、一兆九千九百億円に達するのに對し、国庫負担は逆に三千三百億円も減額しているのであります。これこそ国庫負担の被用者側への負担の転嫁であり、実質的増税と言わざして何と言つたらよいでしょうか。

第四は、老人保健施設の創設に対する疑問が十分明確し得ていい点であります。

本施設が、試行的な実施も見ず、十分なデータの収集、分析もないままに、今後の寝たきり老人の増大を背景としたいわゆる中間施設需要の声に沿つて安易に設けられることには、委員会におい

ても多くの疑問が提起されています。医療法との関係、定額の療養費、スタッフ、施設基準、利用料金等、委員会の審議を通じても十分解明されたとは言い得ないのであります。

それにもかかわらず、昭和七十五年までに二十万床から三十万床を設置し、月額二十万円の定額の療養費となるから、今後老人医療費の伸び率は年々二ポイント程度抑えられるという答弁を聞くと、この施設はだれのための何のための施設なのかという疑問がますます強くなるのであります。

以上、原案に対し、反対の理由を数点に絞って申し述べましたが、委員会における修正に対する限られた期限の中で、解決し得ない多くの問題があるにもかかわらず議論しなければならないことは、まことに遺憾であると言わざるを得ません。

私は、政府・与党に対し、この際、猛省を促して反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(藤田正明君) 岩崎純三君。

[岩崎純三君登壇、拍手]

○岩崎純三君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案について、賛成の討論を行うものであります。

当面、社会保障の重要な課題の一つは、人口の高齢化が急速に進行する中で、増大が避けられない老人医療費を国民連帯の中いかに公平に負担し、給付と均衡させ、二十一世紀に向け確固とした制度を確立するにあります。本案は、こうした課題にこたえるため、老人保健制度を幅広く検討し、國民が安心して老後を託せる制度を確立しようとします。

以下、具体的に賛成の意見を申し述べたいと存

第一は、老人医療費の一部負担についてであります。患者の一部負担は、今日では老人医療費全体の一・六%を占めるにすぎなくなっています。健康保険のその後の改定等も勘案し、患者の負担感が大きく、この施設はだれのための何のための施設なのかという疑問がますます強くなるのであります。

本院における本院の審議は、実質二週間という限られた期限の中で、解決し得ない多くの問題があるにもかかわらず議論しなければならないことは、まことに遺憾であると言わざるを得ません。私は、政府・与党に対し、この際、猛省を促して反対の討論を終わります。(拍手)

以上、原案に対し、反対の理由を数点に絞って申し述べましたが、委員会における修正に対する限られた期限の中で、解決し得ない多くの問題があるにもかかわらず議論しなければならないことは、まことに遺憾であると言わざるを得ません。

私は、政府・与党に対し、この際、猛省を促して反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(藤田正明君) 岩崎純三君。

[岩崎純三君登壇、拍手]

○岩崎純三君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案について、賛成の討論を行うものであります。

当面、社会保障の重要な課題の一つは、人口の高齢化が急速に進行する中で、増大が避けられない老人医療費を国民連帯の中いかに公平に負担し、給付と均衡させ、二十一世紀に向け確立した制度を確立するにあります。本案は、こうした課題にこたえるため、老人保健制度を幅広く検討し、國民が安心して老後を託せる制度を確立しようとします。

以下、具体的に賛成の意見を申し述べたいと存

るところであり、さらに本院におきまして、老人医療費の動向等を踏まえ、昭和六十五年度までに基づき必要な措置を講ずる旨の修正が加えられます。

患者の一部負担は、今日では老人医療費全体の一・六%を占めるにすぎなくなっています。健康保険のその後の改定等も勘案し、患者の負担感が大きく、この施設はだれのための何のための施設なのかとい

うかという疑問がますます強くなるのであります。私は、政府・与党に対し、この際、猛省を促して反対の討論を終わります。(拍手)

現在、寝たきり老人等介護を必要とする老年者一人ホームに入所している老人との負担のバランス等から考えても妥当な措置と存ります。

なお、一部負担につきましては、外来について衆議院修正是月額千円が八百円に引き下げられており、さらに本院におきまして、入院時一日五百円を四百円に引き下げられるとともに、所得の低い方々に対しても現行どおりとする修正がなされたり、福祉の原点である弱者救済の観点からも多くの国民の共感が得られるものと存ります。

第二は、加入者按分率の引き上げであります。

現行の分立している医療保険制度のもとでは、老人加入率が制度ごとにばらばらであり、特に国民健康保険では全国平均の二倍近い一二%を超える加入率となっています。老人医療費が一人当たり他の世代の五倍となっているため、老人加入率の高い保険者ほど老人医療費の負担は重いものとなり、各保険制度間の負担の不均衡は一層拡大してきております。この不均衡を解消し、国民が平等に老人医療費を負担していくために加入者按分率を引き上げることは、これまたやむを得ない措置と考えます。この結果、どの保険者も同じ割合でお年寄りを抱えることとなり、負担は一層公平となると考えます。

また、この措置により厳しい財政影響を受ける保険者に対しましては、国が適切な財政措置も検討されており、万全な対応がとり得るものと確信いたしております。

なお、この点についても、急激な負担増を避けようという趣旨で、衆議院におきまして、加入者按

分率の引き上げを段階的とする修正がなされています。上をもちまして私の賛成討論を終わります。

(拍手)

○議長(藤田正明君) 中西珠子君。

[中西珠子君登壇、拍手]

第一は、老人医療費の一部負担についてであります。患者の一部負担は、今日では老人医療費全体の一・六%を占めるにすぎなくなっています。健康保険のその後の改定等も勘案し、患者の負担感が大きく、この施設はだれのための何のための施設なのかとい

うかという疑問がますます強くなるのであります。私は、政府・与党に対し、この際、猛省を促して反対の討論を行います。

我が国の人口の高齢化は世界に類を見ないほど多く、二十一世紀にはその数は百万人を突破する見込まれております。寝たきり老人のためには医療と生活の両面からこたえる施設が求められており、ますます、現状ではこういったニーズにこたえ得る施設体系とはなっておりません。したがつて、現在家庭の大好きな負担となつており、社会的医療と生活の両面からこたえる施設が求められており、ますます、現状ではこういったニーズにこたえ得る施設体系とはなっておりません。したがつて、現在家庭の大好きな負担となつており、社会的医療と生活の両面からこたえる施設が求められており、ますます、現状ではこういったニーズにこたえ得る施設体系とはなっておりません。したがつて、現在家庭の大好きな負担となつており、社会的医療と生活の両面からこたえる施設が求められており、ますます、現状ではこういったニーズにこたえ得る施設体系とはなっておりません。したがつて、現在家庭の大好きな負担となつており、社会的医療と生活の両面からこたえる施設が求められています。この施設が順調に設置を見て全国に適正に配置される二十一世紀には寝たきり老人の減少にも役立ち、病院と家庭のかけ橋として十分な役割を果たすものと確信をいたしました。

なお、本施設の創設につきましては、新たな施設を設けるということから、委員会審議の段階においても、確かに多くの疑問が提起されてきましたが、これらはございませんけれども、これらの疑問は多く述べられています。この不均衡を解消し、国民が平等に老人医療費を負担していくために加入者按分率を引き上げることは、これまたやむを得ない措置と考えます。この結果、どの保険者も同じ割合でお年寄りを抱えることとなり、負担は一層公平となると考えます。

さらに、本施設の位置づけ、適正配置、施設療養費の額について中医協の審議対象とすること、施設の管理は知事の承認を受けた医師が行うものとすることなど修正がなされていることも、審議の経過をよりよく反映したものとして評価し得るところであります。

以上、改正点に沿って賛成の意見を申し述べました。これらの施設を講ずることにより、國民が安心して老後を託せる老人保健制度が確立し得る

ものと確信をいたすものでございます。

以上をもちまして私の賛成討論を終ります。

(外) 報 告 官

事実、中曾根内閣発足以来、行財政改革の名のもとに、防衛費が急増する一方で、福祉関係予算是削減され、社会保障の水準は切り下げられています。例えば、健保本人一割負担の導入、年金水準の抑制と保険料の引き上げ、生活保護や社会福祉施設措置費等の補助率引き下げ、政管健保国庫負担の特例措置等々、枚挙にいとまのないほどあります。老人保健法の改悪案も中曾根内閣の福祉切り捨ての財政政策の一環にはかなりません。憲法二十五条に規定された國の責任を回避し、国庫負担の削減のみを図り、国民、殊に弱い立場にある老人の負担増を図るこの改正案は容認することができません。

現在老人となっている方々は、戦時中、戦後を通じて、あらゆる辛酸をなめながら、敗戦後の荒廃の中から日本を復興し、自由世界第二の経済大国にまで発展させた功労のある方々です。この方々に対して余りにも冷たい過酷な仕打ちとなるこの法案には断固反対いたします。

以下、簡単にこの法案の問題点を指摘し、反対理由を具体的に申し述べます。

第一の問題は、患者一部負担の引き上げであります。

外来一ヶ月四百円、入院の場合一ヶ月を限度として一日三百円の現行の自己負担を政府原案は大幅に引き上げて、外来一ヶ月千円、入院は一日五百円、二ヶ月の限度は撤廃としています。衆院の修正で外来一ヶ月八百円、参院の修正で入院一日四百円となっていますが、限度撤廃はそのままであります。大幅な自己負担の引き上げが収入の少ない老人にとって受診抑制となることは目に見えています。入院の場合は付添看護料、差額ベッド料、お世話料などの保険外負担もあるので、現行の一部負担額でも支出は月額十万円以上となる場合が多く、また老人やその家族の家計がその結果破綻し、家庭が崩壊する例も多いのです。

こういった入院費用の負担能力がないため、やむなく在宅療養をしている老人や、介護している

家族もまた心身ともにつらい思いをしております。在宅療養の立場にある中高年の女性が多いのです。寝たきり老人並びに介護者の抑制と保険料の引き上げ、生活保護や社会福祉施設措置費等の補助率引き下げ、政管健保国庫負担の特例措置等々、枚挙にいとまのないほどあります。老人保健法の改悪案も中曾根内閣の福祉切り捨ての財政政策の一環にはかなりません。憲法二十五条に規定された國の責任を回避し、国庫負担の削減のみを図り、国民、殊に弱い立場にある老人の負担増を図るこの改正案は容認することができません。

現在老人となっている方々は、戦時中、戦後を通じて、あらゆる辛酸をなめながら、敗戦後の荒廃の中から日本を復興し、自由世界第二の経済大国にまで発展させた功労のある方々です。この方々に対して余りにも冷たい過酷な仕打ちとなるこの法案には断固反対いたします。

以下、簡単にこの法案の問題点を指摘し、反対理由を具体的に申し述べます。

第一の問題は、患者一部負担の引き上げであります。

これは、医療保険制度間の老人加入率の不均衡の是正と負担の公平化の名のもとに、被用者保険の実情を軽視した余りにもドロップスチックな財政調整策であります。これは健保保険料の引き上げにつながり、サラリーマンの実質増税となるものです。広く国民の理解と賛成が得られるものとは思えません。

国保の財政悪化は、老人加入率の増加による老人医療費の上昇ばかりが原因ではありません。原因としては、国保の構造的諸要因のほかに、退職者医療制度創設時の政府の見込み違いが挙げられます。これは政府の失政によって生じた赤字です。この失政のツケを老人の自己負担強化と被用者健保の拠出金増大によって肩がわりさせようとういうのは全く筋違いであります。

第三は、中間施設として提案されている老人保健施設のあいまいさです。

六十二年にモデルをつくりて試行的実施を行ったが、施設、設備、人員の配置、運営の基準を老人保健審議会に諮って、省令で定めるということになっていますが、これは国会審議権も甚だしいものであります。モデルの試行的実施のデータを

国会に報告するばかりでなく、本格的実施の前に承認を得るべきであります。また定額の施設療養費の老人保健施設への支払いは、老人入所の側から見ると、適切な医療が提供されないの減少するのは事実であります。政府は、一部負担の引き上げは老人にとって無理なく負担できる額だと言っていますが、一般の老人の入院患者に対して負担の限度期間を設けなかったことはまことに遺憾であります。

第二は、急激な加入者按分率の引き上げであります。

これは、医療保険制度間の老人加入率の不均衡の是正と負担の公平化の名のもとに、被用者保険の実情を軽視した余りにもドロップスチックな財政調整策であります。これは健保保険料の引き上げにつながり、サラリーマンの実質増税となるものです。広く国民の理解と賛成が得られるものとは思えません。

国保の財政悪化は、老人加入率の増加による老人医療費の上昇ばかりが原因ではありません。原因としては、国保の構造的諸要因のほかに、退職者医療制度創設時の政府の見込み違いが挙げられます。これは政府の失政によって生じた赤字です。この失政のツケを老人の自己負担強化と被用者健保の拠出金増大によって肩がわりさせようとういうのは全く筋違いであります。

第三は、中間施設として提案されている老人保健施設のあいまいさです。

六十二年にモデルをつくりて試行的実施を行ったが、施設、設備、人員の配置、運営の基準を老人保健審議会に諮って、省令で定めるということになっていますが、これは国会審議権も甚だしいものであります。モデルの試行的実施のデータを

陥れたのは、退職者医療制度の創設に伴い、国の補助率を大幅に引き下げたことにその根源があることは明白であります。

したがって、老人医療費の財源は、国保に対する國庫補助をもとに戻すとともに、社会保障財源の労使負担割合がフランスの一対一・五、イタリアの一対五を初め、国際的に見ても極めて少ない我が国の現状に照らし、特に大企業に適正な負担を求めるべきであります。これこそが眞に負担の公平の道ではありませんか。

第三に、本法案によって創設される老人保健施設は、老人の入院医療費の圧縮を中心のねらいとしたものであります。これは昭和七十五年に三兆円の入院医療費の削減を見込んでいる政府の試算からも明らかです。したがって、利用者には高い負担を求めながら、低医療、低福祉を押しつけることは避けられません。

今でも七十歳以上のお年寄りは、六十九歳以下の人に比べて、同じ病気で治療を受けても診療報酬を低く抑えられ、差別されています。この老人保健施設ではさらにこの差別が拡大され、病気や症状の違いを無視して二十万円ばかり、一般的の病院の二分の一定程度の質の低い医療・介護サービスしか行われないのであります。しかも、日常生活費という名目で利用者が高額の負担が求められ、その額は当面五万円程度と政府は説明していますが、法的には何ら制限がない青天井になっています。安心してお年寄りが預けられ十分な医療、介護、リハビリテーションを行う施設をもつと建設してほしいという国民の願いを逆手にとるようなやり方はやめ、特別養護老人ホームなどの入所施設を増設拡充するよう強く求めるとともに、お年寄りの人間的尊厳が保障される施設として再検討するよう要求します。

第四は、国民健康保険料の滞納者から保険証を取り上げ、医療給付を差しとめるという制裁措置を盛り込んでいることです。とともに国民健康保険料滞納者の増大は、政府

が国保財政への国の補助率を大幅に削減したたることは明白であります。

したがって、老人医療費の財源は、国保に対する國庫補助をもとに戻すとともに、社会保障財源の労使負担割合がフランスの一対一・五、イタリアの一対五を初め、国際的に見ても極めて少ない我が国の現状に照らし、特に大企業に適正な負担を求めるべきであります。これこそが眞に負担の公平の道ではありませんか。

第三に、本法案によって創設される老人保健施設は、老人の入院医療費の圧縮を中心のねらいとしたものであります。これは昭和七十五年に三兆円の入院医療費の削減を見込んでいる政府の試算からも明らかです。したがって、利用者には高い負担を求めながら、低医療、低福祉を押しつけることは避けられません。

今でも七十歳以上のお年寄りは、六十九歳以下の人に比べて、同じ病気で治療を受けても診療報酬を低く抑えられ、差別されています。この老人保健施設ではさらにこの差別が拡大され、病気や症状の違いを無視して二十万円ばかり、一般的の病院の二分の一定程度の質の低い医療・介護サービスしか行われないのであります。しかも、日常生活費という名目で利用者が高額の負担が求められ、その額は当面五万円程度と政府は説明していますが、法的には何ら制限がない青天井になっています。安心してお年寄りが預けられ十分な医療、介護、リハビリテーションを行う施設をもつと建設してほしいという国民の願いを逆手にとるようなやり方はやめ、特別養護老人ホームなどの入所施設を増設拡充するよう強く求めるとともに、お年寄りの人間的尊厳が保障される施設として再検討するよう要求します。

第四は、国民健康保険料の滞納者から保険証を取り上げ、医療給付を差しとめるという制裁措置を盛り込んでいることです。とともに国民健康保険料滞納者の増大は、政府

が国保財政への国の補助率を大幅に削減したため、全国の九割以上の自治体で国保料を引き上げざるを得なくなつたことが大きな原因であります。政府の責任は棚に上げながら、保険料負担に耐えがたい低所得者に制裁措置を強行することほど冷酷な政治はありません。我が党は、このような国庫補助率をもとに戻し、被保険者が払いやすい国保料に戻すことこそ先決ではあります。

以上、述べましたように、本法案は、医療保険制度と福祉制度の根幹を崩し、お年寄りと国民のみ負担を押しつけることで老人医療への国負担を削減しようとするものであり、老人の命を守る老人医療費への国庫負担は削りながら、命を奪う軍事費に国の財源を最優先に回すという自民党政治の政策姿勢を端的に示した改悪案であり、絶対に容認できません。

中曾根内閣は、その上に、大型間接税の導入やマル優の廃止でお年寄りと低所得者に打撃の追いまるを要求し、老人福祉の充実のために闇を明して、反対討論を終わります。(拍手)――――――――――

○議長(藤田正明君)　抜山映子君。

〔抜山映子君登壇　拍手〕

○抜山映子君　私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま自由民主党より提案された老人保健法等の一部を改正する法律案に対する修正案に反対、修正部分を除く原案に反対の討議を行うものであります。

今、我が党は、重ねて老人医療費の無料制度の復活を要求し、老人福祉の充実のために闇を明して、反対討論を終わります。(拍手)

まず第一の理由は、老人の負担を大幅に増大させ、老人とその家族の生活を大きく圧迫するものだからであります。

先ほど申し述べましたように、福祉サービスの見通しとその負担のあり方にについて明確な方針を示さないまま、一部負担をこのように大幅に引き上げることは、赤字財政のツケを老人にしわ寄せするものであり、安易な福祉の後退にばかりいません。

入院時負担の引き上げについても同様であります。特に一ヶ月の限度を撤廃することは、老人にとっては過酷な福祉の後退であります。食事代程度の負担はやむを得ないとの意見もありますが、入院している老人にとって、目に見える入院費といふ形で家族に負担をかけることは、家庭で家族全体の生活費の中で世話をなっているのとは違った格段の負担になります。実際に、大変に肩身の狭いらしいことであります。その他お世話料、差額ベッド代、付添婦の費用等を勘案すればなおのことであります。入院費への二カ月限度の設定は、長寿国家日本のよき規範とし

て今後とも続けていくことが必要であると考えるものであります。

第二に、加入者按分率の引き上げは、国民健康保険の提出金及びこれに対する国庫負担を大幅に削減し、これをサラリーマンや企業に不当に肩がわりさせるものであり、断固反対いたします。

現在の経済情勢は、造船、鉄鋼等の基幹産業を中心として位置づけております。しかるに、この大綱は、各省省が講じようとしている各種の施策を高齢化の視点から抽出したにとどまり、将来の高齢化社会のビジョンも、施策同士の関連も、予算の裏づけも、国民負担率の見直しもありません。この点について、国民の合意を得ないまま社会保障負担の引き上げのみを国民に求めるのではなく、老人医療費への国庫負担は削りながら、命を奪う軍事費に国の財源を最優先に回すという自民党政の政治姿勢を端的に示した改悪案であり、絶対に容認できません。

政府は、本年六月、長寿社会対策大綱を開議決定し、今回の老人保健法等の改正をその対策の一環として位置づけております。しかるに、この大綱は、各省省が講じようとしている各種の施策を高齢化社会のビジョンも、施策同士の関連も、予算の裏づけも、国民負担率の見直しもありません。この点について、国民の合意を得ないまま社会保障負担の引き上げのみを国民に求めるのではなく、老人医療費への国庫負担は削りながら、命を奪う軍事費に国の財源を最優先に回すという自民党政の政治姿勢を端的に示した改悪案であり、絶対に容認できません。

政府は、既に退職者医療制度によって財政調整が図られているのであり、今回の改正で新たに財政調整をしようというのであれば、政管健保に準じた国庫負担を設けるのでなければ、負担水をかけ、実質的な増税を強いるものであります。このような措置は断じて容認できるものではありません。

政府は、財政調整による負担の公平を理由に挙げてますが、既に退職者医療制度によって財政調整が図られているのであり、今回の改正で新たに財政調整をしようというのであれば、政管健保に準じた国庫負担を設けるのでなければ、負担の公平を期することはできないと考えるものではありません。

第三の理由は、老人福祉施設、いわゆる中間施設について、極めて不明瞭かつ不十分な内容で提案が行われているということであります。

今、寝たきり老人六十万人、痴呆性老人五十万人と言われており、その介護は大部分が家庭の主婦の負担となつております。今後さらに進行する高齢化を前に、中間施設はぜひ必要と考えます。しかし、この施設を推進するための財源、施設の規模、職員配置、構造、設備、費用負担の額など肝心なところはすべて明らかにされておりません。この施設が老人に劣悪な処遇をする医療費対策を目的とするものであつてはなりませんし、老人隔離施設になつたのでは人道上の問題であります。いきなり法律をつくつて、それから内容を

政省令の中で考へるというのでは、法律がひとり歩きいたします。将来的高齢化社会を支える基盤的施設であればこそ、数年の試行期間を経た上で法律を制定すべきだと考へるものであります。

なお、自民党が提案いたしました修正案につきましては、一步前進ではあるにしても、基本的に何ら変わることなく、前述と同じ理由で反対するものであります。

私どもは二十七年前、福祉国家の建設を目標に掲げ、その実現に努力してまいりました。当時は、この主張は、人間の堕落につながるものだから、資本の延命策にほかならないなどと各方面から批判されました。今日これらはほとんどすべての政党が口にする政治の進路になっております。しかし、この数年の政府・自民党的政策は、冒頭申し上げましたように、当面する財政事情によつて福祉の後退、国民負担の増加を安易に行おうとするものであります。今回の老人保健法改正の討論を終わります。(拍手)

○議長(藤田正明君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしました。

○議長(藤田正明君) 贅成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

これにて休憩いたします。

外号(外)

午前十一時六分休憩

○議長(藤田正明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後二時一分開議

時特例に関する法律案(衆議院提出)を議題とする

○議長(藤田正明君) 御異議なしと呼ぶ者あり

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長井上裕君。

審査報告書

昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

要領書

昭和六十二年十二月十九日 大蔵委員長 井上 裕 参議院議長 藤田 正明殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済の情勢にかんがみ、昭和六十二年分の所得税について、配偶者控除額の特例を設けることにより、その負担を軽減しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う昭和六十二年度における租税の減収見込額は、約千三百三十億円である。

昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十一年十二月十九日 参議院議長 原 健三郎

衆議院議長 藤田 正明殿

昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和六十二年分の所得税について、その負担を軽減するため、配偶者控除の特例を定めるものとする。

(昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の特例)

第二条 昭和六十二年分の所得税に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第八十三条第三項に規定する配偶者控除の額は、同条第一項の規定にかかるらず、同項に規定する金額に五万円を加算した金額とする。

(昭和六十二年分の所得税に係る年末調整の特例)

第三条 昭和六十二年中に支払うべきことが確定した給与等(所得税法第八十九条第一号に規定する給与等をいう。)に対する同条の規定(同法別表第七を含む。)の適用については、同条第二号ハ中「の規定」とあるのは、「の規定(昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律(昭和六十一年法律第一号)第二条(昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の特例)の規定を含む。)」とする。

(昭和六十二年分の所得税に係る租税特別措置法の適用の特例)

第四条 昭和六十二年分の所得税に係る租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の規定の適用については、同法第二十五条第一項中「までの規定(昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律(昭和六十一年法律第一号)第二条の規定を含む。)」といふ

す。

この章において「昭和六十二年臨時特例法」といふ

す。

この結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり

同じ。)」と、同項第一号中「の規定」とあるのは「の規定(昭和六十二年臨時特例法第二条の規定を含む。)」と、同法第二十五条の「第二項第一号中「規定により」とあるのは「規定(昭和六十二年臨時特例法第二条の規定を含む。)により」と、同法第四十一条の十四第一項中「同法第八十三条第一項又は」とあるのは「同法第八十三条第一項の規定(昭和六十二年臨時特例法第二条の規定を含む。)」又は「所得税法」とする。

第五条 この法律に定めるもののほか、この法律の適用がある場合における所得税法その他の法律の規定による必要な技術的説明その他この法律の適用に関する必要な事項は、政令で定めることとする。

(政令への委任)

第六条 この法律に定めるもののほか、この法律の適用がある場合における所得税法その他の法律の規定による必要な技術的説明その他この法律の適用に関する必要な事項は、政令で定めることとする。

(同法第八十三条第一項の規定)

第七条 この法律は、昭和六十二年一月から施行する。

この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。

可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしました。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(藤田正明君) 沖縄及び北方問題に関する
特別委員長外六委員長から報告書が提出されまし
た日程第九より第三二までの請願を一括して議題
といたします。

審査報告書(農林水産委員会)

(請願審査報告第一号)

一、採択すべきもの

(内閣に送付するを要するもの)

第九一五号 北方領土返還促進に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十一年十二月十七日

沖縄及び北方問題に
関する特別委員長

矢野俊比古

審査報告書(沖縄及び北方問題に 関する特別委員会)

(請願審査報告第一号)

一、採択すべきもの

(内閣に送付するを要するもの)

第九一五号 北方領土返還促進に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十一年十二月十七日

沖縄及び北方問題に
関する特別委員長

矢野俊比古

審査報告書(地方行政委員会)

(請願審査報告第一号)

一、採択すべきもの

(内閣に送付するを要するもの)

第九一五号 北方領土返還促進に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十一年十二月十八日

文教委員長

仲川
幸男

審査報告書(内閣委員会)

(請願審査報告第一号)

一、採択すべきもの

(内閣に送付するを要するもの)

第九一五号 北方領土返還促進に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十一年十二月十八日

商工委員長

前田
勲男

審査報告書(社会労働委員会)

(請願審査報告第一号)

一、採択すべきもの

(内閣に送付するを要するもの)

第九一五号 北方領土返還促進に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十一年十二月十八日

内閣委員長

岩本
政光

審査報告書(農林水産委員会)

(請願審査報告第一号)

一、採択すべきもの

(内閣に送付するを要するもの)

第九一五号 北方領土返還促進に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十一年十二月十八日

農林水産委員長

高木
正明

昭和六十一年十二月十八日

農林水産委員長 高木 正明
参議院議長 藤田 正明殿

審査報告書(文教委員会)

(請願審査報告第一号)

一、採択すべきもの

(内閣に送付するを要するもの)

第七二号 過疎地域の私立高等学校に対する
特別補助制度の継続に関する請願

第一五〇号 公立学校事務職員等の給与の国
庫負担削減反対に関する請願

第一五三号 義務教育費国庫負担金制度の堅持
に関する請願

第五七二号、第五七三号、第九一八号、第一
四一八号 義務教育費国庫負担金制度の維持
に関する請願

第五七二号、第五七三号、第九一八号、第一
四一八号 義務教育費国庫負担金制度の維持
に関する請願

一、地震、火災などの場合における避難体制を確
立すること。
右の請願は、
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する
請願(第四五号)
元日本軍人軍属補償に関する請願
第一四二号 シベリア抑留者の恩給加算改定
に関する請願

第一四五号 シベリア抑留者恩給加算改訂に
関する請願
第一三三号、第一四九号、第一三九二号、第一五五
号、第一六〇七号、第一六三〇号、第一九一四号、第一
七〇号、第五六五号、第六二二号、第七〇五
号、第七〇六号、第七三九号、第九一二号、
第一二三号、第九一四号、第一〇〇〇号、第一
〇〇一号、第一二八五号、第一三三二号、
第一三三六号、第一三九二号、第一五五
号、第一六〇七号、第一六三〇号、第一九一四号、第一
二号、第二一六二号、第二三九七号 台湾出
身元日本軍人軍属の補償に関する請願
第一一二一四号、第一一二一五号、第一二八六号
台湾出身の元日本軍人軍属の補償に関する請
願

第一四五号 シベリア抑留者の恩給加算改定
に関する請願
第一三三号、第一四九号、第一三九二号、第一五五
号、第一六〇七号、第一六三〇号、第一九一四号、第一
七〇号、第五六五号、第六二二号、第七〇五
号、第七〇六号、第七三九号、第九一二号、
第一二三号、第九一四号、第一〇〇〇号、第一
〇〇一号、第一二八五号、第一三三二号、
第一三三六号、第一三九二号、第一五五
号、第一六〇七号、第一六三〇号、第一九一四号、第一
二号、第二一六二号、第二三九七号 台湾出
身元日本軍人軍属の補償に関する請
願

昭和六十一年十二月十九日 參議院会議録第十三号 委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件について

二五号、第二〇一九号、第二一七八号、第一四〇三号 保育所制度の充実に関する請願 第五七四号、第五七五号、第九一七号 中国 残留日本人孤児の援助に関する請願

第一六〇九号、第一六一三号、第一六一五一号、第一六一九号、第一六二〇号、第一六二四号、第一六二五号、第一六二六号、第一六二七号、第一六三一号、第一六三四号、第一六五〇号、第一六六〇号、第一六六一号、第一六九一号、第一六九五号、第一六九六号、第一六九七号、第一六九八号、第一六九九号、第一七〇〇号、第一七〇一号、第一七〇二号、第一七〇三号、第一七〇四号、第一七一一号、第一七二六号、第一七二七号、第一七二八号、第一七三〇号、第一七四三号、第一七五五号、第一七五六号、第一七五七号、第一七五八号、第一七五九号、第一七六〇号、第一七八九号、第一七九九号、第一八〇号、第一八〇一号、第一八六四号、第一八六五号、第一九七七号、第一九七九号、第一九八〇号、第一九八一號 第二四〇一號 第二四〇一號 保育制度の維持 充実に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。
昭和六十一年十二月十八日
社会労働委員長 藤田 正明殿 佐々木 满

○議長(藤田正明君) これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。

内閣委員会		一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査	
地方行政委員会		一、地方行政の改革に関する調査	
法務委員会		一、国際情勢等に関する調査	
大蔵委員会		一、検察及び裁判の運営等に関する調査	
文教委員会		一、教育、文化及び学術に関する調査	
社会労働委員会		一、労働問題に関する調査	
農林水産委員会		一、農林水産政策に関する調査	
商工委員会		一、産業・資源エネルギーに関する調査	
通信委員会		一、電波に関する調査	
建設委員会		一、建設事業及び電気通信事業の運営並びに運輸委員会	
一、運輸事情等に関する調査		一、運輸事業及び経済計画等に関する調査	
外交・総合安全保障委員会		一、外交・総合安全保障に関する調査	
國民生活委員会		一、國民生活に関する調査	
産業・資源エネルギーに関する調査会		一、産業・資源エネルギーに関する調査	
○議長(藤田正明君) 本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決することに御異議ございませんか。		出席者は左のとおり。	
○議長(藤田正明君) 「異議なし」と呼ぶ者あり		議長 藤田 正明君	
よつて、本件は各委員長及び各調査会長の要求のとおり決しました。		副議長 澪谷 英行君	
今国会は、本年七月の衆・参同日選挙後初めて		議員 片上 公人君	
の実質審議を行う国会として召集されたのであり		平野 清君	
ます。本期期中、議員各位におかれましては、当面緊急を要する諸案件について終始熱心に審議を尽くされ、円満のうちに議事を終了する運びとなりました。これひとえに各位の御協力のたまものでありまして、ここに心から感謝の意を表する次第であります。		猪熊 重二君	
なお、參議院改革につきましては、議員各位の御協力により、既に答申を得て設置されました調査会の活動を初め、改革の実現に努めているところでありますが、さらに構想を新たにして參議院改革協議会を存置し、參議院のあるべき姿の御検討を願つておりますので、何とぞ一層の御協力をお願いいたします。		橋本孝一郎君	
時局いよいよ多端の折から、各位におかれましては、御自愛の上、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。(拍手)		青木 茂君	
これにて散会いたします。		矢原 秀男君	
午後二時七分散会		坂山 映子君	
●議長(藤田正明君) 今期国会の議事を終了するに際し、一言ございさつを申し上げます。		片山 啓典君	
和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書		中野 明君	
の実質審議を行う国会として召集されたのであり		山田 勇君	
ます。本期期中、議員各位におかれましては、当		太田 淳夫君	
面緊急を要する諸案件について終始熱心に審議を		塩出 広中和歌子君	
尽くされ、円満のうちに議事を終了する運びとな		井上 計君	
りました。これひとえに各位の御協力のたまもの		出口 廣光君	
でありまして、ここに心から感謝の意を表する次		峯山 昭範君	
第あります。		飯田 忠雄君	
なが、參議院改選につきましては、議員各位の		柳澤 錬造君	
御協力により、既に答申を得て設置されました調		林 健太郎君	
査会の活動を初め、改革の実現に努めていると		中野 鉄造君	
りでありますが、さらに構想を新たにして參議院		和田 敦美君	
改革協議会を存置し、參議院のあるべき姿の御検		山田 重信君	
討を願つておりますので、何とぞ一層の御協力を		林 寛子君	
お願いいたします。		柳澤 錬造君	
なが、參議院改選につきましては、議員各位の		林 健太郎君	
御協力により、既に答申を得て設置されました調		中野 鉄造君	
査会の活動を初め、改革の実現に努めていると		和田 敦美君	
りでありますが、さらに構想を新たにして參議院		山田 重信君	
改革協議会を存置し、參議院のあるべき姿の御検		林 寛子君	
討を願つておりますので、何とぞ一層の御協力を		柳澤 錬造君	
お願いいたします。		林 健太郎君	
なが、參議院改選につきましては、議員各位の		中野 鉄造君	
御協力により、既に答申を得て設置されました調		和田 敦美君	
査会の活動を初め、改革の実現に努めていると		山田 重信君	
りでありますが、さらに構想を新たにして參議院		林 寛子君	
改革協議会を存置し、參議院のあるべき姿の御検		柳澤 錬造君	
討を願つておりますので、何とぞ一層の御協力を		林 健太郎君	
お願いいたします。		中野 鉄造君	
なが、參議院改選につきましては、議員各位の		和田 敦美君	
御協力により、既に答申を得て設置されました調		山田 重信君	
査会の活動を初め、改革の実現に努めていると		林 寛子君	
りでありますが、さらに構想を新たにして參議院		柳澤 錬造君	
改革協議会を存置し、參議院のあるべき姿の御検		林 健太郎君	
討を願つておりますので、何とぞ一層の御協力を		中野 鉄造君	
お願いいたします。		和田 敦美君	
なが、參議院改選につきましては、議員各位の		山田 重信君	
御協力により、既に答申を得て設置されました調		林 寛子君	
査会の活動を初め、改革の実現に努めていると		柳澤 錬造君	
りでありますが、さらに構想を新たにして參議院		林 健太郎君	
改革協議会を存置し、參議院のあるべき姿の御検		中野 鉄造君	
討を願つておりますので、何とぞ一層の御協力を		和田 敦美君	
お願いいたします。		山田 重信君	
なが、參議院改選につきましては、議員各位の		林 寛子君	
御協力により、既に答申を得て設置されました調		柳澤 錬造君	
査会の活動を初め、改革の実現に努めていると		林 健太郎君	
りでありますが、さらに構想を新たにして參議院		中野 鉄造君	
改革協議会を存置し、參議院のあるべき姿の御検		和田 敦美君	
討を願つておりますので、何とぞ一層の御協力を		山田 重信君	
お願いいたします。		林 寛子君	
なが、參議院改選につきましては、議員各位の		柳澤 錬造君	
御協力により、既に答申を得て設置されました調		林 健太郎君	
査会の活動を初め、改革の実現に努めていると		中野 鉄造君	
りでありますが、さらに構想を新たにして參議院		和田 敦美君	
改革協議会を存置し、參議院のあるべき姿の御検		山田 重信君	
討を願つておりますので、何とぞ一層の御協力を		林 寛子君	
お願いいたします。		柳澤 錬造君	

昭和六十年十一月十九日

卷之三

講義の概要

三木	高桑	忠雄君
栗林	榮松君	卓司君
下条進一郎君		
田中	多田	省吾君
黒柳	明君	
伏見	康治君	
田中	正巳君	
青島	幸男君	
宮崎	秀樹君	
喜屋武	真榮君	
松浦	孝治君	
前島英三郎君		
宮島	滉君	
吉川	博君	
吉村	眞事君	
曾根田	淳君	
岡野	裕君	
江島		
遠藤		
堀江		
堀江		
真鍋		
田沢		
成相		
後藤		
正夫君		
沢田		
堀内		
熊谷太三郎君		
一精君		
賢二君		
智治君		
善十君		
俊夫君		
正夫君		
志村		
永野		
中曾根弘文君		
井上		
小島		
海江田鶴造君		
志村	哲良君	
永野	茂門君	
田辺	吉夫君	
田辺	哲夫君	

原田	中西	珠子君
田渕	北	立君
高木健太郎君	田代富士男君	哲也君
徳永	北修二君	
嘉彦君	西川	
下村	山田耕三郎君	
吉川	福田	幸弘君
竹山	水谷	力君
大浜	矢野俊比古君	
井上	杉元	
増岡	矢野俊比古君	
最上	佐々木	芳男君
亀長	金丸	裕君
長谷川	佐々木	恒雄君
鳴崎	加藤	方栄君
木村	信君	敬義君
石本	三郎君	康治君
長田	武徳君	
榎木	均君	
藤井	陸男君	
又三君	茂君	
永田	裕二君	
高橋	孝男君	
工藤万砂美君		
野沢	太三君	
石井	良雄君	
道子君	清孝君	

添田增太郎君	寺内 弘子君	佐藤栄佐久君	上杉 光弘君
大城 杉山	眞順君	令寧君	
森山 濱田	勝君		
浦田 田代	由紀男君	寛三君	
谷川 前田	熏男君	富雄君	
山本 伊江	朝雄君	輝君	
宮田 斎藤榮三郎君	一郎君	山内	
秋山 河本嘉久藏君	一郎君	初村滝一郎君	
鈴木 鳩山威一郎君	政隆君	馬場威一郎君	
斎藤 世耕	河本嘉久藏君	河本嘉久藏君	
宇都宮徳馬君	貞敏君	松岡滿壽男君	
大塚清次郎君	夫文夫君	秋山 筆君	
山本 正和君	宏一君	鈴木 貞敏君	
福田 名尾	良孝君	斎藤 世耕	
閑口 恵造君	良一君	大塚清次郎君	
久保田 真苗君	正君	宇都宮徳馬君	
坂垣 大島	正君	大塚清次郎君	
坂元 親男君		坂垣 大島	

栗原	遠藤	志村	十朗君
	一井	愛子君	一部君
	田渕	要君	淳治君
	吉川		勲二君
	及川		春子君
	下田		一夫君
	佐藤		京子君
	殺久	重子君	夫君
	菅野		久光君
	橋本		敦君
	鈴木		和美君
	松前		達郎君
	立木		正吾君
	大木		亘君
	久保		理君
	矢田部		洋君
	小山		篠君
	鮎谷		照美君
	吉岡		一平君
	青木		吉典君
	上野		薪次君
	小野		雄文君
	市川		明君
	宮本		正一君
	宮澤		顯治君
	斎藤		要君
	玉置		十朗君
			和郎君
祐幸君			

内閣委員	辞任	小野 明君	補欠
地方行政委員	志苦 裕君	小野 明君	志苦 裕君
法務委員	遠藤 岩崎	長谷川 信君	補欠
社会労働委員	拔山 哲也君	要君	田渕 哲也君
建設委員	辞任	要君	田渕 哲也君
予算委員	田渕 哲也君	要君	長谷川 信君
決算委員	辞任	要君	長谷川 信君
議院運営委員	岩崎 純二君	要君	志苦 裕君
決算委員	佐藤 三吉君	要君	志苦 裕君
議院運営委員	佐藤 三吉君	要君	志苦 裕君
災害対策特別委員	辞任	要君	志苦 裕君
内閣委員	下田 京子君	要君	志苦 裕君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	佐藤 昭夫君	要君	志苦 裕君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	下田 京子君	要君	志苦 裕君
災害対策特別委員	補欠	補欠	補欠
内閣委員	下田耕一郎君	佐藤 昭夫君	志苦 裕君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君	志苦 裕君
災害対策特別委員	補欠	補欠	志苦 裕君

議長の報告事項
去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官 報 (号 外)

分法の一部を改正する法律案（児玉健次君外二名提出）（衆第八号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

臨時行政改革推進審議會設置法案（閣法第一八 号）

向日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決

した旨衆議院に通知した。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法
案を

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

雇用の安定に関する決議
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣申請要求書

一、派遣委員

久保
青木
薪次
亘

野沢太三
秋山耕一郎
勝木健司

一、派遣地 東京都大島町
二、期間 十二月十五日 一日間

一、費用概算 一二六、〇〇〇円

十一条の二により承認を求めます。
昭和六十一年十二月九日

災害対策特別委員長 久保
参議院議長 藤田 正明殿 亘

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員	辭任	久世	公堯君	補欠	石本	茂君
法務委員	辭任	拔山	映子君	補欠	藤井	恒男君
文教委員	辭任	下稻葉耕吉君				
農林水產委員	辭任	木宮 和彦君				
社會労働委員	辭任	田淵 哲也君				
運輸委員	辭任	石本 茂君				
通信委員	辭任	勝木 健司君				
建設委員	辭任	桧垣徳太郎君				
	遠藤 恒男君					
	板垣 正君					
	藤井 青木					
	正君 幹雄君					
	永田 田淵					
	良雄君 哲也君					
内閣委員	辭任	補欠				
	遠藤 要君					
	本村 桧垣徳太郎君					
(国会法第四十一条第二項但書の規定によるもの)	(国会法第四十二条第三項の規定によるもの)					

社会労働委員 辞任	鈴木 省吾君	木宮 和彦君
徳永 正利君	土屋 義彦君	野沢 太三君
本岡 昭次君	宮本 顕治君	田辺 哲夫君
安永 英雄君	橋本 敦君	安永 英雄君
社会労働委員 辞任	木宮 和彦君	木宮 和彦君
高桑 栄松君	中野 鉄造君	中野 鉄造君
社会労働委員 辞任	中野 鉄造君	高桑 栄松君
農林水産委員 辞任	高桑 栄松君	高桑 栄松君
商工委員 辞任	橋本 敦君	宮本 顕治君
商工委員 辞任	高桑 栄松君	高桑 栄松君
運輸委員 辞任	本岡 昭次君	本岡 昭次君
議院運営委員 辞任	大塚清次郎君	中村 太郎君
運輸委員 辞任	野沢 太三君	徳永 正利君
議院運営委員 辞任	森下 泰君	補欠
議院運営委員 辞任	大塚清次郎君	中村 太郎君
議院運営委員 辞任	寺内 弘子君	遠藤 要君
法務委員 辞任	土屋 義彦君	田辺 哲夫君
議院運営委員 辞任	寺内 弘子君	寺内 弘子君
決算委員 辞任	山本 富雄君	多田 省吾君
議院運営委員 辞任	中村 太郎君	大塚清次郎君
災害対策特別委員 辞任	下田 京子君	上田耕一郎君
地方行政委員会 理事 理事 理事	中曾根弘文君 志苦 裕君 坂山 映子君 （志苦裕君の補欠）	木宮 和彦君 和彦君 （坂山映子君の補欠）
同日委員長から次の報告書が提出された。 臨時行政改革推進審議会設置法案（閣法第一八 号）審査報告書	同日委員長において選任した理事は次のとおりである。 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員 辞任	齋藤 十朗君	齋藤 十朗君
大蔵委員 辞任	太三君	太三君
文教委員 辞任	多田 省吾君	木宮 顕治君
木宮 省吾君	木宮 省吾君	木宮 和彦君
本日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。 老人保健法等の一部を改正する法律案	本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法律案（閣法第二七号）審査報告書	内閣委員会請願審査報告書（第一号） 地方行政委員会請願審査報告書（第一号） 文教委員会請願審査報告書（第一号） 社会労働委員会請願審査報告書（第一号） 農林水産委員会請願審査報告書（第一号） 本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員会請願審査報告書（第一号） 地方法規案（閣法第二八号）審査報告書（第一号） 防衛廳職員給与法（閣法第二四号）審査報告書 法（閣法第二六号）審査報告書 老人保健法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）審査報告書
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書	本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）審査報告書
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二四号）審査報告書	本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	正する法律案（閣法第二四号）審査報告書
社会労働委員 辞任	木宮 和彦君	木宮 和彦君
農林水産委員 辞任	田辺 哲夫君	田辺 哲夫君
農林水産委員 辞任	松浦 孝治君	松浦 孝治君
商工委員 辞任	宮本 顕治君	宮本 顕治君
商工委員 辞任	森下 泰君	森下 泰君
運輸委員 辞任	松浦 孝治君	松浦 孝治君
農林水産委員 辞任	藤井 恒男君	藤井 恒男君
通信委員 辞任	鶴岡 洋君	鶴岡 洋君
決算委員 辞任	野沢 太三君	野沢 太三君
決算委員 辞任	田淵 哲也君	田淵 哲也君
本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案	本日本院は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。 老人保健法等の一部を改正する法律案	昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案
本日本院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。	本日本院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。	本日本院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案	老人保健法等の一部を改正する法律案	昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案
昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案（衆第九号）審査報告書	老人保健法等の一部を改正する法律案	昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案（衆第九号）審査報告書
本日衆議院から予備審査のため次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。	本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。	本日衆議院から予備審査のため次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案（衆第九号）	本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。	昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案（衆第九号）
昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案（衆第九号）	本日衆議院から予備審査のため次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。	昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案（衆第九号）
昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書	本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。	昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書
総計算書	本日衆議院から予備審査のため次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。	総計算書
計算書	本日衆議院から予備審査のため次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。	計算書

議院運営委員会	一、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査
本日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。	件
内閣委員会	一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査	1、地方行政の改革に関する調査
地方行政委員会	1、国の防衛に関する調査
法務委員会	1、検察及び裁判の運営等に関する調査
外務委員会	1、国際情勢等に関する調査
大蔵委員会	1、租税及び金融等に関する調査
文教委員会	1、教育、文化及び学術に関する調査
社会労働委員会	1、社会保険制度等に関する調査
農林水産委員会	1、農林水産政策に関する調査
商工委員会	1、産業貿易及び経済計画等に関する調査
通信委員会	1、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
文教委員会	1、産業・資源エネルギーに関する調査
国民生活に関する調査会	1、外交・総合安全保障に関する調査
国民生活に関する調査会	1、国民生活に関する調査
産業・資源エネルギーに関する調査会	1、産業・資源エネルギーに関する調査
本日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。	本日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求	1、目的 昭和六十一年伊豆大島噴火による被害の実情調査
派遣委員	1、久保 亘
農林水産委員会	蒲田 勝
商工委員会	片上 公人
運輸委員会	上田耕一郎
通信委員会	勝木 健司
電波に関する調査	秋山 筆
建設委員会	一、派遣地 東京都大島町
運輸委員会	一、期間 十二月二十四日 一日間
建設委員会	一、費用 概算第一六、〇〇〇円
通信委員会	右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
昭和六十一年十二月十九日	昭和六十一年十二月十九日
災害対策特別委員長 久保 亘	参議院議長 藤田 正明殿
本日内閣から次の答弁書を受領した。	本日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員猪熊重二君提出海岸の管理・保全に関する質問に対する答弁書	参議院議員猪熊重二君提出海岸の管理・保全に関する質問に対する答弁書
文教委員会	一、教育、文化及び学術に関する調査
社会労働委員会	1、社会保険制度等に関する調査
農林水産委員会	1、農林水産政策に関する調査
商工委員会	1、産業貿易及び経済計画等に関する調査
通信委員会	1、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
文教委員会	1、産業・資源エネルギーに関する調査
本日議院において採択した「北方領土返還促進に関する請願」外百四十四件の請願は、即日これを内閣に送付した。	本日議院において採択した「北方領土返還促進に関する請願」外百四十四件の請願は、即日これを内閣に送付した。
本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院通知した。	本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院通知した。
事務の整理及び合理化に関する法律	事務の整理及び合理化に関する法律
臨時行政改革推進審議会設置法	臨時行政改革推進審議会設置法
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律	一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
時特例に関する法律	時特例に関する法律
日本本院は、開会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。	日本本院は、開会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。
内閣委員会	一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
地方行政委員会	1、地方行政の改革に関する調査
法務委員会	1、地方行政の改革に関する調査
科 学 技 術 特 別 委 員 会	1、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査
環 境 特 別 委 員 会	1、科学技術振興対策樹立に関する調査
災 害 対 策 特 別 委 員 会	1、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
選 槩 制 度 特 別 委 員 会	1、災害対策樹立に関する調査
科 学 技 術 特 別 委 員 会	1、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に

関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

本日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

老人保健法等の一部を改正する法律

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、行政機構並びにその運営に関する件

一、衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、恩給及び法制一般に関する件

三、公務員の制度及び給与に関する件

四、栄典に関する件

五、地方行政委員会

一、地方自治に関する件

六、地方財政に関する件

七、警察に関する件

八、消防に関する件

法務委員会

一、裁判所の司法行政に関する件

二、法務行政及び検察行政に関する件

三、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、国の会計に関する件

二、税制に関する件

三、関税に関する件

四、金融に関する件

五、証券取引に関する件

六、外国為替に関する件

七、国有財産に関する件

八、専売事業に関する件

九、印刷事業に関する件

一〇、造幣事業に関する件

文教委員会

一、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（馬場昇君外一名提出、衆法第四号）

農林水産委員会

一、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案（宮崎茂一君外五名提出、衆法第六号）

二、農林水産業の振興に関する件

三、農林水産物に関する件

四、農林水産業団体に関する件

五、農林水産金融に関する件

六、農林漁業災害補償制度に関する件

七、農業に関する件

八、農業に関する件

九、農業に関する件

十、農業に関する件

商工委員会

一、通商産業の基本施策に関する件

二、中小企業に関する件

三、資源エネルギーに関する件

四、特許及び工業技術に関する件

五、経済の計画及び総合調整に関する件

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

七、鉱業と一般公益との調整等に関する件

八、通商産業の基本施策に関する件

九、中小企業に関する件

十、資源エネルギーに関する件

建設委員会

一、中水道の整備の促進に関する法律案（伏木和雄君外二名提出、衆法第五号）

二、建設行政の基本施策に関する件

三、都市計画に関する件

四、河川に関する件

五、道路に関する件

六、住宅に関する件

七、建築に関する件

八、国土行政の基本施策に関する件

九、中小企業に関する件

十、資源エネルギーに関する件

科学技術委員会

一、科学技術振興の基本施策に関する件

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する件

三、宇宙開発に関する件

四、海洋開発に関する件

五、生命科学に関する件

六、新エネルギーの研究開発に関する件

七、原子炉の開発利用に関する件

八、宇宙開発に関する件

九、生命科学に関する件

十、新エネルギーの研究開発に関する件

環境委員会

一、環境保全の基本施策に関する件

二、公害の防止に関する件

三、自然環境の保護及び整備に関する件

四、快適環境の創造に関する件

五、公害健康被害救濟に関する件

六、公害紛争の処理に関する件

七、環境保全の基本施策に関する件

八、自然環境の保護及び整備に関する件

九、快適環境の創造に関する件

十、公害健康被害救濟に関する件

予算委員会

一、予算の実施状況に関する件

三四八

決算委員会

昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算

昭和五十九年度政府関係機関決算書

昭和五十九年度国税収納金整理資金受払

総計算書

昭和五十九年度国有財産増減及び現在額

昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総

昭和五十九年度政府関係機関決算書

昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十九年度国税収納金整理資金受払

計算書

昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算

昭和五十九年度政府関係機関決算書

昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十九年度国税収納金整理資金受払

計算書

昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総

昭和五十九年度政府関係機関決算書

昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十九年度国税収納金整理資金受払

計算書

昭和五十九年度国有財産増減及び現在額

昭和五十九年度政府関係機関決算書

昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十九年度国税収納金整理資金受払

計算書

昭和五十九年度国有財産増減及び各省各

昭和五十九年度政府関係機関決算書

昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十九年度国税収納金整理資金受払

計算書

昭和五十九年度国有財産増減及び各省各

昭和五十九年度政府関係機関決算書

昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十九年度国税収納金整理資金受払

- 一〇、政府関係機関の経理に関する件
 一一、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
 一二、又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

- 伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
 热海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
 横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
 神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
 奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
 京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
 松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
 芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
 松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
 軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書
 告書

- 海岸の管理・保全に関する質問主意書
 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
 昭和六十一年十一月二十六日
 参議院議長 藤田 正明殿 猪熊 重一
 一、交通安全対策に関する件
 二、石炭対策に関する件
 三、公職選舉法改正に関する調査特別委員会
 四、公職選舉法改正に関する件
 五、災害対策に関する件
 六、物価問題等に関する件
 七、石炭対策特別委員会
 八、公職選舉法改正に関する特別委員会
 九、海岸の管理・保全に関する質問主意書
 海岸の管理・保全に関する質問主意書
 近時、国有財産である海岸が、海岸周辺の土地を所有する私企業によつて公道等から遮へいされ、あたかも右私企業の私的所有物であるかのように利用されている(以下、「プライベート・ビーチ」という)。しかし、国の海岸に対する管理は全く不十分であつて、結果的に、右私企業の海岸独占といふ違法状態を黙認しているに等しい状況にある。

- 国民の共有の財産としての海岸を、国民の自由な利用に供し得る状態の実現を目的として、次とおり質問する。
 なお、ここにいう海岸は、海岸の管理・保全等に関する特別法(例えは、海岸法、港湾法、その他の海岸の管理・保全に関する各種特別法規)の適用のない、自然公物としての海岸、いわゆる講學上における「法定外公共物」としての海岸を指称するものとする。
 一、国有財産たる右海岸の所管省庁(部課)はどこかにされたい。
 二、右海岸の管理・保全につき、次の諸点を明らかにされたい。
 1 国は、右海岸の管理・保全を、地方公共団体等に委任しているか。機関委任しているとすれば、その法的根拠は何か。
 2 右機関委任事務と地方自治法第二条第二項ないし第六項に規定する地方公共団体の事務とは、どのような関係にあるのか。
 3 国が、右海岸の管理・保全をどのような方法で実行しているかにつき、次の諸点を明らかにされたい。
 4 前述のごとき「プライベート・ビーチ」に関する國の現状把握につき、次の諸点を明らかにされたい。
 1 現在、「プライベート・ビーチ」は、全国にどの程度存在するか。その所在地、名称、海

岸の独占的利用状況及び一般国民の利用の可否・状況を明示されたい。

2 板に、右現状が十分に把握されていないとすれば、これを、より完全に把握するため、國としてとり得る方法ないしとするべき方法につき明示されたい。

5 右海岸を不法に占有している者に対する措置のとり得べき法律上の請求手続について、次の諸点を明らかにされたい。

1 國として、現在までに、右のとき不法占有者に対し、何らかの法律上の請求手続をとつた事実は存するか。

2 いわゆる物権的請求権の行使は可能と考えられるか。

3 右権利行使が可能であるとした場合、権利者(原告)として権利行使すべき主体はだれか。

4 國以外の者が右主体であるとした場合、國は、右主体に対し、いかなる指揮・監督をなし得るか。

6 右海岸が民法第二百十条第二項にいう袋地である場合の周囲通行の通行に関し、以下の諸点を明らかにされたい。

1 袋地である右海岸の所有者である國は、周囲地を通行する権利を有すると考えられるか。

2 袋地所有者たる國が周囲地通行権が認められるとした場合、その通行権に基づき開設されるべき通路の状態は、プライベート・ビーチ化する以前に右海岸が利用されていた状況を基準として確定されると考えられるか。

3 右権利行使が可能であるとした場合、権利

者(原告)として権利行使すべき主体はだれか。

4 國以外の者が右主体であるとした場合、國は、右主体に対し、いかなる指揮・監督をなし得るか。

7 國は、国有財産の所有・管理・保全の主体として、現に存在するプライベート・ビーチに対し、何らかの対策をとることを考えているか。特に、現に存在するプライベート・ビーチに対して、前記五ないし六に述べた権利を、直ちに行使し、もつて、海岸の管理・保全を図る意思を有するか。

右質問する。

昭和六十一年十一月十九日

参議院議長 藤田 正明殿 内閣總理大臣 中曾根康弘

参議院議員猪熊重二君提出海岸の管理・保全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員猪熊重二君提出海岸の管理・保全に関する質問に対する答弁書

五について
国有財産の不法な占用又は使用により財産管理上支障が生ずる場合には、國有財産所有者たる國は、妨害排除請求権行使することが可能であるが、御指摘の海岸について妨害排除請求権の行使を必要とするほどの財産管理上の支障を生じた事例は承知していない。

六について
国有財産が民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百十条第二項に該当する土地である場合にはその所有者たる國がいわゆる周囲地通行権を有することは、民有地の場合と同様と考えるが、御指摘の海岸のような場合、一般的には通路を開設する必要性は乏しいと考える。

七について
建設大臣官房会計課が担当している。

一の1について
国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第九条第三項の規定に基づき財産管理事務を都道府県知事に取り扱わせている。

二の2について
国有財産法第九条第三項の規定に基づいて都道府県知事が取り扱う事務は、同法の規定に基づいた財産管理であり、地方自治法(昭和二十

二年法律第六十七号)第二条第二項から第六項までに規定する事務ではない。

三について
國は、御指摘の海岸については直接には管理を行っていないが、都道府県知事に対して、不法な占用、使用等により財産管理上支障が生ずることのないよう適切な管理に努めるべく指導しているところである。

四について
御指摘のいわゆるプライベート・ビーチの状況については十分に把握していない。今後、プライベート・ビーチ化に伴う国有財産の不法な占用、使用等により財産管理上必要を生ずる場合には、関係都道府県知事に対して、その事情の把握に努めるよう指導してまいりたい。

五について
自衛隊のミサイル暴発事故を契機とする「防弾堤」建設に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年十一月二十七日
参議院議長 藤田 正明殿 喜屋武真榮

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議長 藤田 正明殿

自衛隊のミサイル暴発事故を契機とする「防弾堤」建設に関する質問主意書

最近、自衛隊において、事故が頻発し、あまつさえ、公私混同に類する「網紀」の弛緩の事例が見られたことはめゆしい問題である。これらのこととも関連して、以下の質問をする。
一 報道によれば、去る九月四日に航空自衛隊の茨城県百里基地で起こった空対空ミサイル・サイドワインダーの暴発事故をきっかけに、いわゆる「軍民共用」空港である北海道の千歳飛行場には、右の事故の直後に「防弾堤」が建設されたということであるが、それは事実か。

二 一で質問したことが事実だとすれば、その建設の理由と目的は何か。
三 その「防弾堤」の建設によつて、千歳飛行場で離着陸する民間旅客機と乗客の生命・身体の安全の確保は、その後、将来起こり得る自衛隊の

考へていないが、今後、プライベート・ビーチに伴う国有財産の不法な占用、使用等により財産管理上支障が生ずる場合には、関係都道府県知事に対して、必要な措置を講じるよう指導してまいりたい。

同種の事故に対し、万全の体制になつたと解してよいか。

四 いわゆる「軍民共用」空港は、千歳飛行場のほかにも、いくつか存在する。防衛庁が設置・管理する自衛隊の飛行場に民間機が乗り入れているものと運輸大臣が設置・管理する民間空港を自衛隊が間借りする形のものとが存在することは周知のことおりである。

「千歳」以外のこれらの「軍民共用」空港にも「防弾堤」は建設されているか。全「軍民共用」空港について、個々に、その建設の有無を明らかにされたい。

五 いわゆる「軍民共用」空港中、「防弾堤」が建設されていない理由を明らかにするとともに、これら空港が、将来起り得る自衛隊の同種の事故に対し、安全であると言える理由をも併せて明確にされたい。

六 運輸大臣が設置・管理する民間空港たる那覇空港は、沖縄の復帰の時点から約半年後に、陸・海・空三自衛隊が共用する、いわゆる「軍民共用」空港となつて今日に及んでいるが、その間、他の「軍民共用」空港に比べて、事故が多発している事実は、注目を要する。

特に、昭和五十五年一月二十五日には、今回の百里基地の事故と同じ、空対空ミサイル・サイドワインダーの爆発事故が発生し、自衛隊員一人が死亡し、三人が負傷した事実がある。この事実にかんがみ、今回の百里基地の事故とそれを契機に建設された千歳飛行場の「防弾堤」には、特に関心を持たざるを得ない。そこで、那覇空港については、特別に、今ま

で「防弾堤」を建設していない理由と今後の建設の必要の有無及びその理由を明らかにし、なおかつ、「防弾堤」を建設しなくとも、同空港を利用する「民間機」及び「民間人」が、将来起り得る自衛隊の同種の事故に対し、全く安全であると言えるかえんを科学的に明らかにされたい。

右質問する。

昭和六十二年十二月二十一日

参議院議長 藤田 正明殿 内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議員喜屋武真榮君提出自衛隊のミサイル暴発事故を契機とする「防弾堤」建設に関する質問に対する答弁書

参議院議員喜屋武真榮君提出自衛隊のミサ

イル暴発事故を契機とする「防弾堤」建設に

間に対し、別紙答弁書を送付する。

一から六までについて

昭和六十二年九月四日百里基地で発生したミサイル不時作動事故はアンビリカル・ケーブルの短絡によるものであることから、品質確認を

完了したアンビリカル・ケーブル及び逆流防止ダイオードを追加したランチャードを使用する等の措置をとることとした。同種事故の再発防止対策としては、これらの措置をとることで十分であると考えている。

なお、同日の事故の原因を調査中の段階において、千歳飛行場では、部隊としての取りあえずの安全対策として、堤を設置した。自衛隊と民間とが共に使用している飛行場又は空港のう

ち、堤が設置されているのは、三沢及び小松の各飛行場並びに那覇空港である。

山原(やんばる)の自然保護に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年十二月二日

喜屋武真榮

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議長 藤田 正明殿

山原(やんばる)の自然保護に関する質問主意書

山原(やんばる)とは、沖縄本島北部の山の多い地域を指称するものであり、行政区画としては、

ほぼ、国頭(くにがみ)郡に照應する地域である。

同地域は、沖縄本島の水源地帯であり、林業や

パインアップル等果樹農業の営まれているところ

でもある。また、同時に、国の特別天然記念物や

天然記念物に指定された固有種の野生生物が数多く生息する貴重な地域であり、今や、その声価は

国際的にも定まつたといえる。

ちなみに、国連環境計画(UNEP)、国際自然保護連合(IUCN)、世界野生生物基金(WWF)

がまとめた「世界環境保全戦略」では、同地域は、国際的に貴重な地域で、保護地区設定の優先性の高いところとして、日本で唯一の指定地域となつ

ている。

ところが、実情は国の特別天然記念物に指定さ

れている一属一種の鳥、ノグチゲラをはじめ、天

然記念物のヤンバルクイナ等、貴重な野生生物

が、生息環境の悪化によつて、絶滅の危機に瀕しているのである。

国際的にも、保護の気運が高まつてゐる折から、わが国の文化政策、環境政策の鼎の軽重が問われてゐるともいえる。

よつて、以下の質問をする。

一 (1) 山原の森林面積は、全体でどれだけあるか。

(2) 右のうち、国有林、県や市町村等の公有林及び私有林の各面積とそれぞれが全体に占める割合を示されたい。

二 同地域のダムの個数とその合計湛水面積及び河川の本数とその流域面積の合計を示されたい。

三 同地域に所在する北部訓練場等の米軍基地の総面積と、それが森林面積に占める割合を示されたい。

四 同地域の環境破壊が憂慮されているが、環境破壊の原因としては、どのようなことが考えられているか。原因と思われるものの全てについて明瞭にされたい。

五 同地域における森林行政は、現在、どのような方針の下に進められてゐるか。また、今後はどう進めるべきであるか。政府の見解を示されたい。

六 (特別) 天然記念物の保護については、現在、どのような対策が採られてゐるか。また、今後はその保護策はどうあるべきか。政府の見解を示されたい。

七 世界野生生物基金(WWF)日本委員会(大代表武郎会長)は、ノグチゲラ等の保護について、去る十月二十日、環境省、林野庁等に対し

て、(1)繁殖が現在確認されている約三千ヘクタールを含むイタジイなどの天然林約六千ヘクタールは禁伐とする、(2)その外側地域約一万ヘクタールも大面積皆伐を回避し、大径木を保存する、(3)ノグチゲラ、イシカワガエル、リュウキュウヤマガメなどの生息地である河川を保全する、などを申し入れたと報じられている。

当局は、これらの申入れに対し、どのように対応するのか。

八 また、同地域に、広大な墓地を占有している駐留米軍に対しても、環境保全の上で、必然的に何らかの対応を要請することが必要となると思うが、どのような対応の要請を考えているか。

右質問する。

昭和六十一年十二月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員喜屋武真榮君提出山原(やんばる)の自然保護に関する質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武真榮君提出山原(やんばる)の自然保護に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 沖縄本島北部(同島の区域のうち国頭郡及び名護市の区域をいう。以下同じ。)に所在する森林面積は、全体で約五万三千三百ヘクタールである。

(2) 右のうち、国有林の面積は約七千九百ヘク

タール、公有林の面積は約二万七千七百ヘクタール、私有林の面積は約一万五千七百ヘクタールであり、全体の森林面積に占める割合は、国有林が十五パーーセント、公有林が五十

四パーーセント、私有林が三十一パーーセントである。

二について

沖縄本島北部の河川(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号))が適用され、又は準用されるものをいう。)の数及び流域面積の合計は、昭和六十一年四月三十日現在で、それぞれ三十八及び約三百三十平方キロメートルである。

また、当該河川に係るダム(基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上のものをいう。)の数及び湛水面積の合計は、昭和六十一年十二月一日現在で、それぞれ五及び約四・三平方キロメートルである。

三について

沖縄本島北部に所在する米軍の施設及び区域の土地面積は、約一万七千六百ヘクタールであり、このうち、森林面積は沖縄本島北部の森林面積の約二十八ペーセントである。

四について

沖縄本島北部に所在する米軍の施設及び区域の土地面積は、約一万七千六百ヘクタールである。行政機関がそれぞれの立場において配慮しているところである。

五について

沖縄本島北部は、沖縄県における中心的な林業地域であるとともに、重要な水源地域及び亞熱帶特有の動植物が豊富な地域であることにかかる。

右のうち、国有林の面積は約七千九百ヘクタールである。

土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の適正な発揮を図ることとしている。

六について

天然記念物(特別天然記念物を含む。)の保護については、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)の規定により捕獲等の現状変更を規制するとともに、必要に応じてその生息状況等に関する調査及び給餌、保護増殖施設の設置等の保護増殖事業を実施しているところであり、今後とも継続してまいりたい。

七について

沖縄本島北部に所在する森林については、木材資源の有効利用を図るとともに、貴重な野生生物の保護等自然環境の保全等に配慮して、森林の整備に努めてまいりたい。

八について

沖縄本島北部における米軍の施設及び区域の使用について、米軍は、その環境保全に対して十分な注意を払っているものと承知している。

なお沖縄における日米安全保障条約に基づく米軍の駐留は、我が国の安全の確保のために不可欠なものであるところ、政府としては、米軍の運用上の所要との調整を図りつつ、今後とも環境保全に配慮してまいりたい。

「日米防衛協力のための指針」の扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和六十一年十二月四日 志苦 裕

参議院議長 藤田 正明殿

「日米防衛協力のための指針」の扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和六十一年十二月四日 志苦 裕

参議院議長 藤田 正明殿

志苦 裕

「日米防衛協力のための指針」の扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和六十一年十二月四日 志苦 裕

参議院議長 藤田 正明殿

志苦 裕

「日米防衛協力のための指針」の扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和六十一年十二月四日 志苦 裕

参議院議長 藤田 正明殿

志苦 裕

「日米防衛協力のための指針」の扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和六十一年十二月四日 志苦 裕

参議院議長 藤田 正明殿

志苦 裕

「日米防衛協力のための指針」の扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和六十一年十二月四日 志苦 裕

参議院議長 藤田 正明殿

志苦 裕

「日米防衛協力のための指針」の扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和六十一年十二月四日 志苦 裕

参議院議長 藤田 正明殿

志苦 裕

「日米防衛協力のための指針」の扱いに関する質問主意書

臣及び防衛庁長官が口頭で発言しただけであつて、閣議案件としての「閣議決定」、「閣議了解」、「閣議報告」のいずれの扱いにもなつておらず、閣議書も作成されていないとのことである。そこで私は先般、「昭和六一年版防衛白書に関する質問主意書」の中でこの点について質問したのであるが、政府の答弁は、「指針」については、昭和五十三年十一月二十八日の閣議において、外務大臣及び防衛庁長官から報告され、了承されたものであることは、從来から明らかにしているとおりである」と、従来の見解を繰り返すのみであった。そこで、「日米防衛協力のための指針」が閣議でどのように扱われたのかを明らかにするために、この点について再度、次のとおり質問する。

一九七八年一月二八日の閣議では、「日米防衛協力のための指針」に関して、「閣議書」は作成されたのか。作成されたのか否かを明確に答えていただきたい。

右質問する。

昭和六十一年十二月十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員志苦裕君提出「日米防衛協力のための指針」の扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員志苦裕君提出「日米防衛協力のための指針」の扱いに関する質問に対する
答弁書

御指摘の閣議においては、「日米防衛協力のための指針」に関して閣議書は作成されていない。

昭和六十一年十二月十九日 參議院会議録第十三号

三五四

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物
可印

發行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 821-1111(大代) □ 105